

令和5年10月27日
高齢福祉部
介護予防・地域支援課

第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画の 策定状況について

1 主旨

区は、「世田谷区認知症とともに生きる希望条例（以下「条例」という。）」を着実に実現していくことを目的とし、認知症施策を総合的に推進していくため、区としての中長期の構想のもと、令和3年度から5年度までの3年間の第1期として、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「計画」という。）」を令和3年3月に策定した。

令和6年度から8年度までの3年間の第2期計画を策定するため、条例第18条第2項の規定に基づき、世田谷区認知症施策評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し、計画策定にあたっての考え方について諮問するとともに、評価委員会のもとに部会を設置し、検討を進めてきた。

この度、評価委員会より答申が提出されたため、別添のとおり報告する。

今後、答申を踏まえ、庁内関係各課との協議・調整を図りながら、計画を策定する。

2 第2期計画答申

別添「第2期計画策定にあたっての考え方について（答申）」のとおり。

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年2月 福祉保健常任委員会報告（計画案・区民意見募集報告）
計画案及び区民意見募集の意見と区の考え方公表
3月 計画策定

第2期世田谷区 認知症とともに生きる希望計画

【令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)】

策定にあたっての考え方について
答申



令和5年10月

世田谷区認知症施策評価委員会

“本人の声”を集めた「希望のリーフ」

認知症の本人をはじめ、さまざまな人が認知症を“自分ごと”として考え、自分のこれからの暮らしや大切にしたいこと、やりたいことなどの「希望」を書き留めた「希望のリーフ」の一部をご紹介します。

希望のリーフは、「希望の木」に貼り付けて、世田谷区認知症在宅サポートセンターと一部のあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）に掲示しています。



希望のリーフに書かれた声や希望（一部抜粋）

いつまでも若く、姿も美しくありたい
声を大きく出して健康でいたい

人の言う事を素直に聞き、
ありがとうと言いたい

100才まで元気で沢山のひとと出逢いたい！
その出逢いを大切にしたい

にん知しようだからって
あきらめるんじゃなくて、何かはできる人だから
卓球やサッカーをやりたいです
(小学4年生)

好きな人たちに囲まれて、
今日を丁寧に生きていく
過去を憂えず、
未来を恐れず今を楽しむ

私のことは私が決めたい
今もこれからもずっと
おばあちゃんになっても私は私

いつまでも若い気持ちを持ち続け、
体力が衰えてもバランスよく
穏やかに過ごしたい

知らない人でも話しかけたり、
大変そうだったら助けてあげたい
(小学3年生)

家族に感謝し、笑顔で元気に過ごしたい
いつまでもありがとう！
と伝えていきたい

目次

第1章 第2期計画の策定にあたって	1
1 計画策定にあたって	2
2 計画の目的	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	4
第2章 計画の基本方針と進め方	5
1 条例の基本理念	6
2 施策展開の考え方	6
3 第2期計画の目標(3年間のマイルストーン)	8
第3章 認知症施策の主な取組み	9
1 認知症施策の体系	10
2 第2期計画における特徴的な取組み	11
3 成果指標と行動量	12
4 主な取組み	13
第4章 計画の推進体制	24
1 計画の推進体制	25
2 計画の進行管理	26
第5章 第1期計画の取組み状況と課題	27
1 第1期計画の目標(3年間のマイルストーン)の達成度(再掲)	28
2 目標の達成状況と課題	28
第6章 資料編	30
1 条例・施行規則	31
2 計画策定の背景(国・都の動向、計画の策定経過)	39
3 参考資料(各種調査結果、統計資料 等)	46
4 用語解説	56

～本計画でよく使う言葉とその意味～



認知症の本人



認知症の人を理解し、
認知症の人とともに歩み
支え合う人



認知症の人とともに
住み慣れた地域で
安心して自分らしく
暮らし続けるための活動

第 | 章 第2期計画の策定にあたって

- 1 計画策定にあたって
- 2 計画の目的
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間

1 計画策定にあたって

国の推計によると、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、認知症の人が700万人、65歳以上の高齢者に対する割合は、約5人に1人になると見込まれています。世田谷区においては、令和5年に65歳以上の認知症高齢者数が約3万2千人（国の推計値）に達し、認知症の人の増加への対応が喫緊の課題となっています。

このような状況の中、世田谷区では国に先駆けて、「認知症の本人を含む全ての区民が自分らしく生きる希望を持ち、本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現」を目指して、令和2年10月に「世田谷区認知症とともに生きる希望条例（以下「条例」といいます。）」を施行しました。また、令和3年3月には、条例に基づく推進計画として「世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「計画」といいます。）」を策定し、認知症施策を総合的に推進しています。

その後、国では、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。「認知症の人が尊厳を持ちながら希望を持って暮らせるよう、認知症施策を総合的に推進することや、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進すること」を目的に掲げ、認知症施策を国・地方が一体となって講じていくことを定めています。

この度、区は、本計画の第1期（令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）の3年間）の取組み状況を踏まえ、令和6年度からの第2期計画を策定しました。

第1期計画において展開してきた「認知症観の転換」や「認知症の本人による発信・社会参画」、「地域づくり」等の様々な取組みを、より一層推進するとともに、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の成立を踏まえ、認知症の本人とその家族を含めた区民、地域団体、関係機関、事業者等との連携・協働を図りながら、条例に込められた想いや基本理念の実現に向けた取組みを推進していきます。

2 計画の目的

(1) 計画の目的

条例に掲げる「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」の実現を目指し、区としての中長期の構想のもと、認知症施策を総合的に推進するため、この計画を策定します。

(2) 第2期計画で目指す将来像（ビジョン）

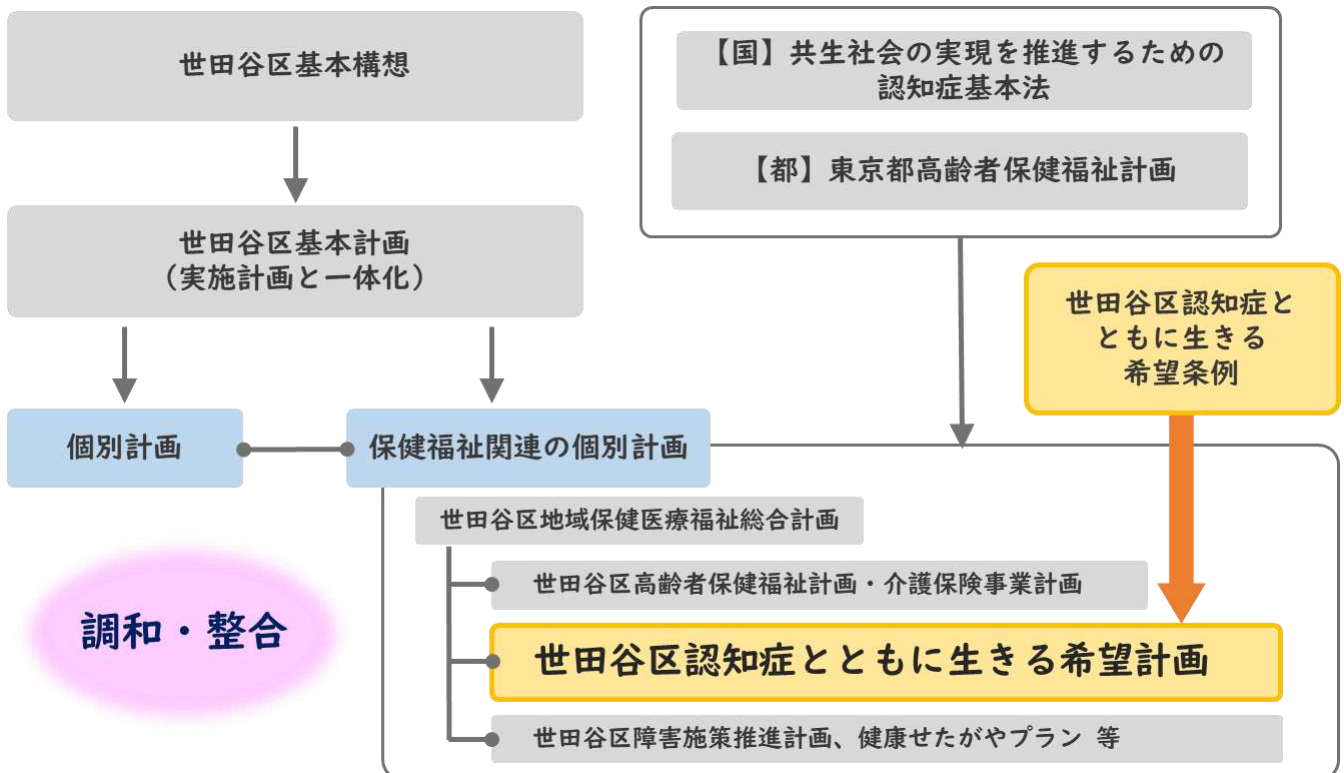
第2期計画では、共通の目標に向かってそれぞれの取組みを進めていけるよう、次の「目指す将来像（ビジョン）」を設定します。

**「条例の基本理念が広く浸透し、地区のアクションが全区で展開するとともに、
認知症の本人が自らの思いを発信・社会参画しながら、
地域でともに希望を持って暮らせるまち」**

3 計画の位置づけ

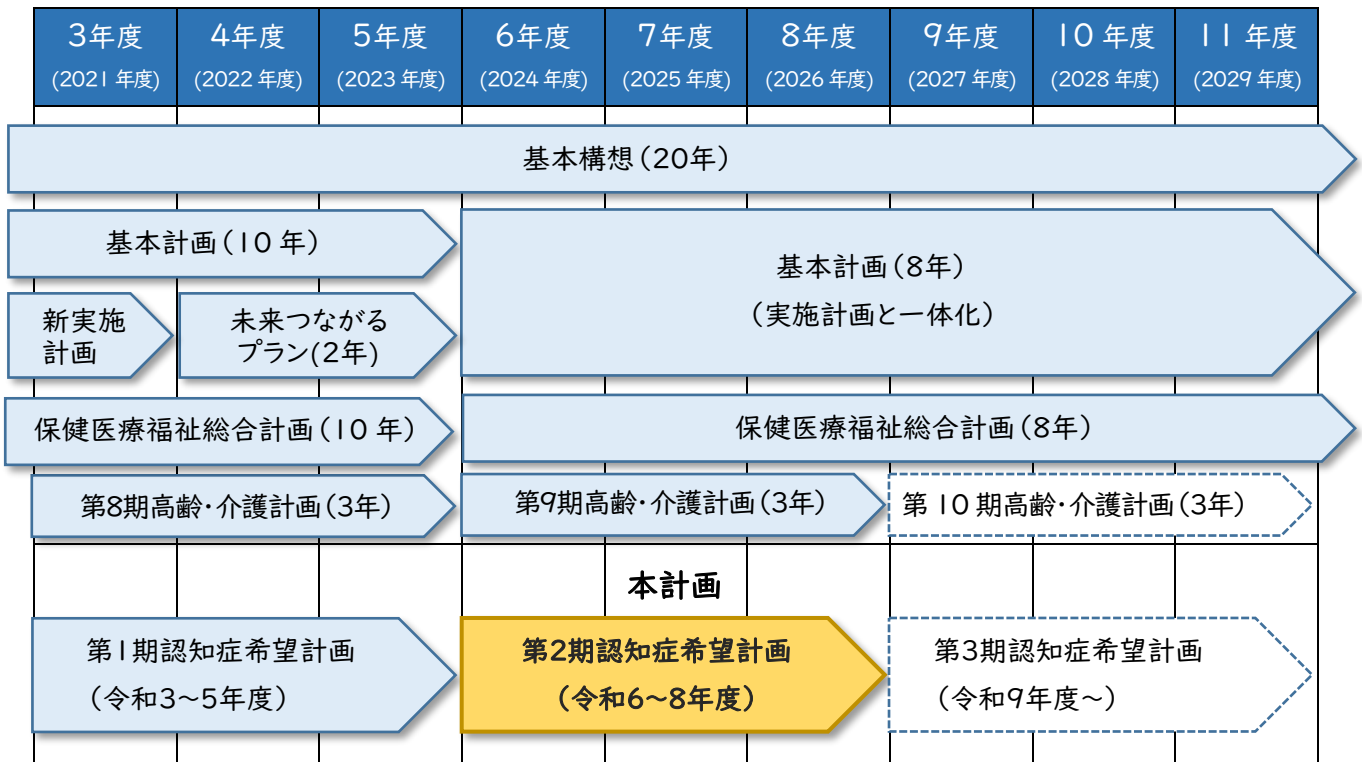
この計画は、国の共生社会の実現を推進するための認知症基本法や東京都の高齢者保健福祉計画を踏まえ、世田谷区基本構想と世田谷区基本計画、世田谷区地域保健医療福祉総合計画のもと、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、世田谷区障害施策推進計画、健康せたがやプラン等との調和・整合が保たれた計画とします。地区・地域における取組みについては、世田谷区地域行政推進計画との連携・整合を図ります。

他の計画との関係イメージ



4 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間の計画とします。



第2章 計画の基本方針と進め方

- 1 条例の基本理念
- 2 施策展開の考え方
- 3 第2期計画の目標(3年間のマイルストーン)

1 条例の基本理念

条例の基本理念(条例第3条)

- 本人一人ひとりが自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。
- 区民、地域団体、関係機関及び事業者が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

2 施策展開の考え方

(1) 施策展開の考え方

施策展開にあたっては、第1期計画に引き続き、以下の5点を基本方針として進めていきます。

① 本人の声を聴き、本人とともに

施策は、認知症の本人の声を聴きながら、本人とともに進めていきます。

② 4つの重点テーマを掲げ、区をあげて

施策の重点を明確にし、区全体で地域共生社会を実現していきます。

③ 小さく始めて、改善しながら、大きく広げる

取組みは、小さな単位で丁寧に始め、実施しながら改善を図り、より良い取組みを全区に広げていきます。

④ 多世代・多分野の人たちが参加し、つながりながらともにつくる

区内の多様な世代・分野の人たちが参加し、力をあわせて進めていきます。

⑤ 中・長期的に世田谷の未来像をともに思い描きながら

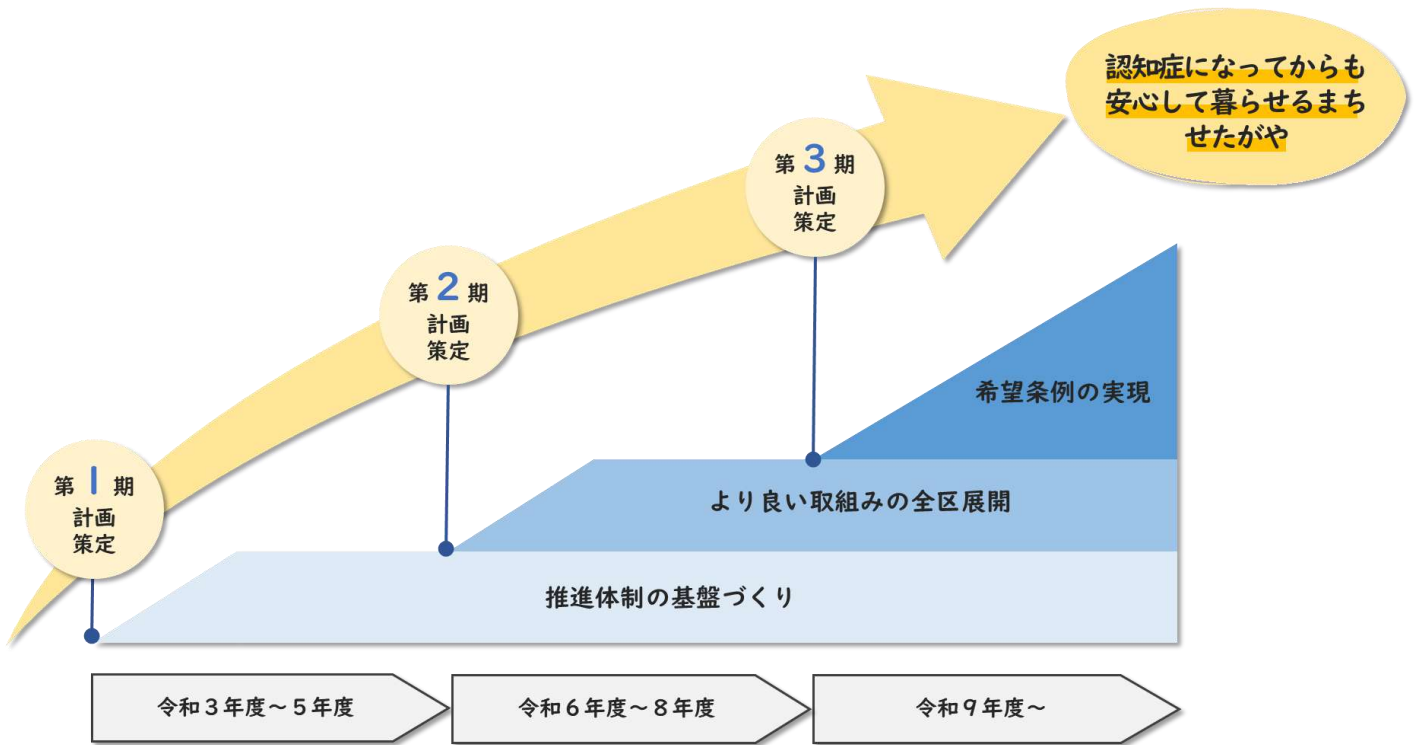
中・長期を見据え、希望計画を段階的・持続発展的に進めていきます。

(2) 計画の進め方

条例の基本理念を踏まえ、第1期計画の内容を引き継ぎながら、より良い取組みを全区的に広げていきます。

また、中長期を見据え、計画を段階的・持続発展的に進めます。

計画の中長期的な展開イメージ



3 第2期計画の目標（3年間のマイルストーン）

認知症施策を総合的に評価する目標を設定します。

- ① 条例に掲げる新しい認知症のイメージを持っている人を増やす
- ② 認知症になってからも希望を持って暮らせると思う人を増やす
- ③ 本人が参画するアクションチームを全28地区に増やす

【参考】

第1期計画における目標（3年間のマイルストーン）

プロジェクト	内容	現状値 (令和5年5月)	第1期計画の 目標値
情報発信・共有 PJ	認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らすことができるとする人の割合	2割	6割
本人発信・参画 PJ	認知症に関わる会議、検討会及び講演会、イベント、シンポジウム、交流会等に本人が参画している割合	ほぼ10割	9割
「私の希望ファイル」PJ	「私の希望ファイル」について話し合うアクションチームの実施、「私の希望ファイル」の更新、充実	検討中	全地区で始動
地域づくり PJ	地域づくりについて話し合うアクションチームの実施	全地区で着手	全地区で始動
	世田谷版認知症サポーターの累計数 (従来のサポーターを含む)	40,358人	53,040人

第3章 認知症施策の主な取組み

- 1 認知症施策の体系
- 2 第2期計画における特徴的な取組み
- 3 成果指標と行動量
- 4 主な取組み

1 認知症施策の体系

- 第2期計画においても、第1期計画に掲げる5つの「取組み方針」に基づく4つの「重点テーマ」を継続します。
- 方針1「本人発信・社会参加の推進」を5つの「取組み方針」の要として、他の施策と連動しながら、取組みを進めます。

取組みの方針(重点テーマ)

主な取組み

★ 方針1

本人発信・ 社会参加の推進

テーマ:本人の発信・参加、とものつくる

- ① 本人が自ら発信・社会参加する機会の拡充
- ② 本人同士の出会いとピアサポートの体制づくり
- ③ 本人が意欲的に働き、活躍できる場づくり
- ④ 認知症バリアフリーの推進

方針2

条例の考え方・理解を 深める取組み

テーマ:認知症観の転換

- ① 多様な媒体や機会を活かした区民への情報発信
- ② 教育分野との連携
- ③ 認知症あんしんガイドブック(認知症ケアパス)の普及

方針3

「備え」の推進： 「私の希望ファイル」

テーマ:みんなが「備える」「私の希望ファイル」

- ① 「私の希望ファイル」の取組みの推進
- ② 健康の保持増進とこれからの「備え」の推進
- ③ 本人の希望に寄り添う専門職の質の向上

方針4

地域づくりの推進

テーマ: 希望と人権を大切に、
暮らしやすい地域をとものつくる

- ① 地域のネットワークを活かした地域づくりの推進
- ② 区民等が交流する場における地域情報の共有
- ③ パートナーの意識醸成とアクションチームの発展
- ④ 安全・安心な外出を守る取組みの推進

方針5

暮らしと支えあいの 継続の推進

テーマ: 希望と人権を大切に、
暮らしやすい地域をとものつくる

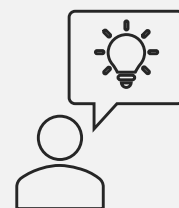
- ① 意思決定支援・権利擁護の推進
- ② 身近な相談支援体制の強化
- ③ 診断後支援の充実
- ④ セーフティーネットの充実
- ⑤ 医療機関との連携

2 第2期計画における特徴的な取組み

1 本人発信・社会参画の機会の拡充

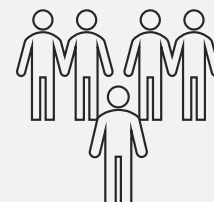
本人が自らの思いや体験、希望をオープンにして発信したり、自分の可能性や個性を発揮して地域社会に参画し、活躍できる場や機会を一層広げる取組みを行います。

また、講演会やアクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）等での本人発信、地域活動での活躍等を通じて、区民の認知症観の転換を図り、条例の基本理念を広めていきます。



2 本人が参画したアクションの充実

各地区で始まっているアクションに、より多くの本人が参画し、より良い取組みについて全区で情報共有しながら、全28地区で活動を広げていきます。また、地域づくりの推進役等との連携・協働により、区全体でアクションチームの取組みを発展させていきます。



3 診断後支援・相談体制の強化

認知症診断後の本人や家族等に対し、あんしんすこやかセンター等で相談者に寄り添う対応（分かりやすいコミュニケーション力等）の充実を図り、気軽に相談できる環境を整えます。また、地域活動や社会資源等のインフォーマルな情報も案内できるよう、相談支援体制の強化や気軽に集える場づくりに取り組みます。



4 専門職や医療機関との連携による認知症ケアの充実

ケアプラン作成等の際に、本人の尊厳と権利を最大限に尊重した意思決定支援が行えるよう、ケアマネジャー等の専門職と、かかりつけ医や認知症サポート医等の医療機関との連携を強化し、条例の考え方を踏まえた認知症ケアの充実を図ります。



3 成果指標と行動量

成果指標

第2期計画の目標（マイルストーン）の成果指標を設定します

	現状値	目標値（R8年度）
1 条例に掲げる新しい認知症のイメージを持つ人の割合	38.2%	51.4%
2 認知症になってからも希望を持って暮らせると思う人の割合	24%	35.4%
3 本人が参画するアクションチームの結成地区数	7地区	全28地区

行動量

第2期計画を推進するために、重点的な取組みの行動量を設定します

	現状値	R6年度	R7年度	R8年度
アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）の受講人数（累計）	6,730人	9,910人 (+3,180人)	13,270人 (+3,360人)	16,810人 (+3,540人)
教育分野（小中学校等）でのアクション講座の実施回数（年度実績）	17回	21回	27回	37回
本人交流会やアクション講座、会議等に本人が参画した回数（年度実績）	21回	増加	増加	増加
地域づくりの推進役の育成人数（累計） （世田谷版キャラバン・メイト+認知症地域支援推進員）	142人	170人	198人	226人
ケアマネジャー等専門職への研修	実施	充実	充実	充実
認知症サポート医等医療機関との連携した対応	検討	検討・実施	充実	充実
介護予防講座の受講人数（年度実績） （介護予防筋力アップ教室、まると介護予防講座等）	484人	増加	増加	増加
認知症バリアフリーについて検討する機会	検討	検討	実施	充実

4 主な取組み

方針

本人発信・社会参加の推進

重点テーマ

本人の発信・参加、ともにつくる

第1期計画の課題と新たな視点

- ・本人が参画できる場や思いを発信できる機会を、より身近な地域で増やしていく必要があります。
- ・診断後の支援には、本人同士のつながりが重要であることから、関係機関等とも連携し、出会いの場をつくる必要があります。

取組みの方向性

本人が自ら思いを発信できる場や社会で活躍できる場を広げるとともに、本人同士が出会える機会の創出及びピアサポートの場づくりを進めます。

主な取組み

① 本人が自ら発信・社会参加する機会の拡充

本人がこれまで続けてきた活動の継続や新たなチャレンジができる環境づくりを、パートナーとともに進め、本人の社会参加の機会を増やします。

また、地区のアクションやアクション講座、講演会、研修、区の認知症施策を検討する場等において、本人が自らの思いや体験を発信できる機会を広げます。

② 本人同士の出会いとピアサポートの体制づくり

本人同士が出会い、つながる機会（本人交流会・認知症カフェ等）や本人と一緒に楽しく参加できる活動を地域の中で増やします。

また、若年性認知症の人を含む本人が、診断後のできるだけ早い時期に仲間と出会い、経験者としての体験や気づき、希望を持って暮らしていくための知恵や情報を分かち合えるピアサポートの体制づくりを行います。

③ 本人が意欲的に働き、活躍できる場づくり

若年性認知症を含む本人が意欲的に働くことができるよう、これまでの経験や知識・技能を活かせる就労機会をつくり、また、軽作業・ボランティア活動等を行うデイサービスプログラム(社会参加型プログラム)を実施する等、企業及び通所介護事業所等に対して情報提供や働きかけを行い、社会生活において本人が生きがいや役割を実感できる活躍の場づくりに取り組みます。

④ 認知症バリアフリーの推進

本人を含む全ての人にとって暮らしやすい地域を目指して、公共サインや道路、商業施設等での、認知症とともに暮らしていくうえで障壁(認知症バリア)となるものを本人とともに見つけ、関係機関や企業等との連携により、その解消に向けた話し合いの機会を作ります。

重点テーマ

認知症観の転換

第1期計画の課題と新たな視点

- ・条例の考え方への理解・共感を得るため、より効果的な広報を工夫する必要があります。
- ・情報を発信するだけでなく、地域の情報を収集し、区民と共有する仕組みを検討する必要があります。

取組みの方向性

多様な機会や媒体を活用し、誰もが認知症を「自分ごと」と捉え、希望のある新しい認知症観へと転換できるよう、条例の考え方の理解を深める取組みを推進します。また、地域情報を収集・共有できるよう、あんしんすこやかセンター等との連携を深めます。

主な取組み

① 多様な媒体や機会を活かした区民への情報発信

広報紙やチラシ・ポスター・パンフレット等の多様な媒体やホームページ・SNSの活用、新聞・テレビ・ラジオ等の多様なメディアの協力を得る等、条例や地域での取組みに関する情報を継続的に発信するとともに、アクション講座や条例の普及を目的とした講演会等の機会を捉えて、条例の基本理念を効果的に伝えます。

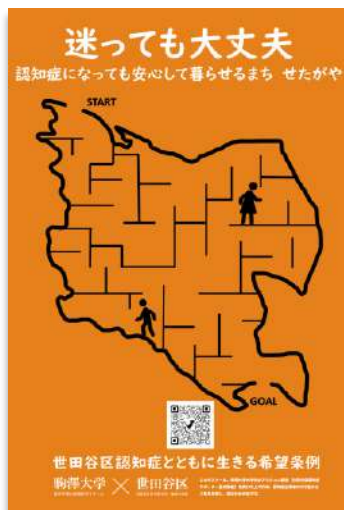
② 教育分野との連携

校長会や日常的な関わり等の機会を通じて、区立小中学校、高校、大学等にアクション講座を知ってもらい、開催してもらえるように連携していきます。子どもや若者がアクション講座を通じて、令和5年度に作成した(予定)子ども向けアクションガイド(アクション講座のテキスト)を活用しながら、認知症の本人の声を聴き、交流等の体験をすることで、認知症の人の気持ちを知り、自分たちにできることを考えるきっかけづくりを行っていきます。

【本人が参画した小学校でのアクション講座の様子】



【大学と連携し、学生が作成したポスター】



③ 認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）の普及

令和5年度に改訂した（予定）認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）を、区民や医療・介護・福祉等の関係機関、権利擁護の相談窓口等に幅広く周知し、区民へ配布することで、利用できるサービスや地域資源情報等を適切に案内するとともに、これからの暮らしについて、自分らしく希望を持って生きていくきっかけをつくります。

重点テーマ

みんなが「備える」「私の希望ファイル」

第1期計画の課題と新たな視点

- ・認知症になる前からできる健康づくりや、これからの「備え」を推進していく必要があります。
- ・「私の希望ファイル」の考え方を整理するとともに、本人が安心して希望を表出できる環境整備や効果的な取組みの発信・共有を、引き続き進めていく必要があります。

取組みの方向性

認知症になってからも、安心して自分らしく暮らし続けていくための「備え」の大切さについて発信するとともに、他の取組みと連動しながら、本人が希望を表出し、その希望をともに実現していく取組みを進めます。

主な取組み

① 「私の希望ファイル」の取組みの推進

本人が思いや希望を表出し、ともに実現できる環境を整え、様々なツールや取組みを活かし、認知症になる前から、家族や日常的に関わりのある関係者等へ伝えていけるようアクション講座等の際に、本人の希望について考える機会をつくれます。

② 健康の保持増進とこれからの「備え」の推進

認知症及び軽度認知障害(MCI)に早期に気づき、発症や進行を遅らせ、心身の健康を維持しながら社会生活を継続できるよう、もの忘れチェックリストの利用促進や関係機関との連携を強化するとともに、介護予防の取組み等の機会を活用して必要な情報提供を行います。

また、認知症になってからも、自分らしく、希望を持って暮らしていくための「備え」について、講座等の機会や広報物等を通じて発信します。

③ 本人の希望に寄り添う専門職の質の向上

本人がこれからの暮らしや大切にしていることを安心して表出できるよう、実際のケアに関わる専門職向けの研修や広報を行い、日頃から本人の希望を丁寧に聴き、寄り添う意識を高める等、専門職の理解を深め、対応力の向上を図ります。

コラム ～「私の希望ファイル」とは～

一人ひとりが、これからの備えとして大切にしたいことや大切にしたい暮らしについて考え、身近にいる大切な人たちに伝えていくプロセスを「私の希望ファイル」といいます。

「希望のリーフ」(表紙裏面参照)や「在宅医療・ACP(アドバンス・ケア・プランニング)ガイドブック」、「私のノート」等、その人に合った媒体を活用して、その人らしい生活が続けられるよう、本人や家族等、地域の人たち、みんなで取り組みます。

私が大切にしたいことメモ

【メモを書いた日付】 年 月 日

- ① 楽しみ・好きなこと

- ② 好きな食べ物

- ③ 好きな音楽

- ④ 行きたいところ

- ⑤ 大切な人

- ⑥ 大切なもの

- ⑦ 大切な思い出

- ⑧ これからも続けたいこと

- ⑨ これからやってみたいこと

自由に書いてみよう



「世田谷 認知症とともに生きる みんなでアクションガイド」裏表紙(抜粋)

重点テーマ

希望と人権を大切に、暮らしやすい地域をともにつくる

第1期計画の課題と新たな視点

各地区でのアクションを引き続き展開していくとともに、本人が参画し、ともに活動するアクションを広げていく必要があります。

取組みの方向性

区民・地域団体・関係機関・事業者等が本人とともに協働するアクションを全区で展開しながら、認知症であってもなくても、誰もが希望を持って暮らせる地域を作ります。

主な取組み

① 地域のネットワークを活かした地域づくりの推進

地域のネットワークや地域包括ケアの地区展開による地域活動、多世代・多分野交流等の取組みを活かし、地域の多様な人々がつながりながら、本人が参画するアクションを展開することで、認知症観の転換を図り、認知症とともに生きる地域共生の基盤となる地域づくりを進めます。

また、認知症カフェや家族会同士の情報交換や交流の機会を設ける等、各団体の活動継続に向けた支援に取り組みます。

② 区民等が交流する場における地域情報の共有

地域の活動や居場所等に関する情報を収集してまとめ、区民・地域団体・関係機関・事業者等による話し合いや、あんしんすこやかセンター等が行うアクション講座等、様々な人が交流する場で共有できる機会を拡充します。

③ パートナーの意識醸成とアクションチームの発展

本人とともに、より良い暮らしと地域をつくるパートナーを増やしていくため、アクション講座やアクションチームの活動等を通じて、認知症観の転換を図り、パートナーとしての意識醸成を図ります。

また、世田谷版キャラバン・メイトや認知症地域支援推進員等の地域づくりの推進役が区民等と協働しながら活動できる環境を整備し、アクションチームの取組みを発展させていきます。

④ 安全・安心な外出を守る取組みの推進

誰もが安心して外出できるよう、行き先や自宅への帰り道がわからなくなった場合を想定した事前の備えに関する情報発信及び住民同士で支え合う意識醸成を図るとともに、行方不明発生時における警察署や関係機関等との連携体制の強化に取り組めます。

コラム ～「アクションチーム」とは～

地域に根差した活動を創意工夫しながら、職種や立場を超えて継続的に展開していく集まりをいいます。

メンバーは、本人やパートナーをはじめ、地域住民、地域活動団体地域で働く方々、学生、図書館、コミュニティカフェ、その他地域にある集いの場の関係者等、様々な人たちが関わります。

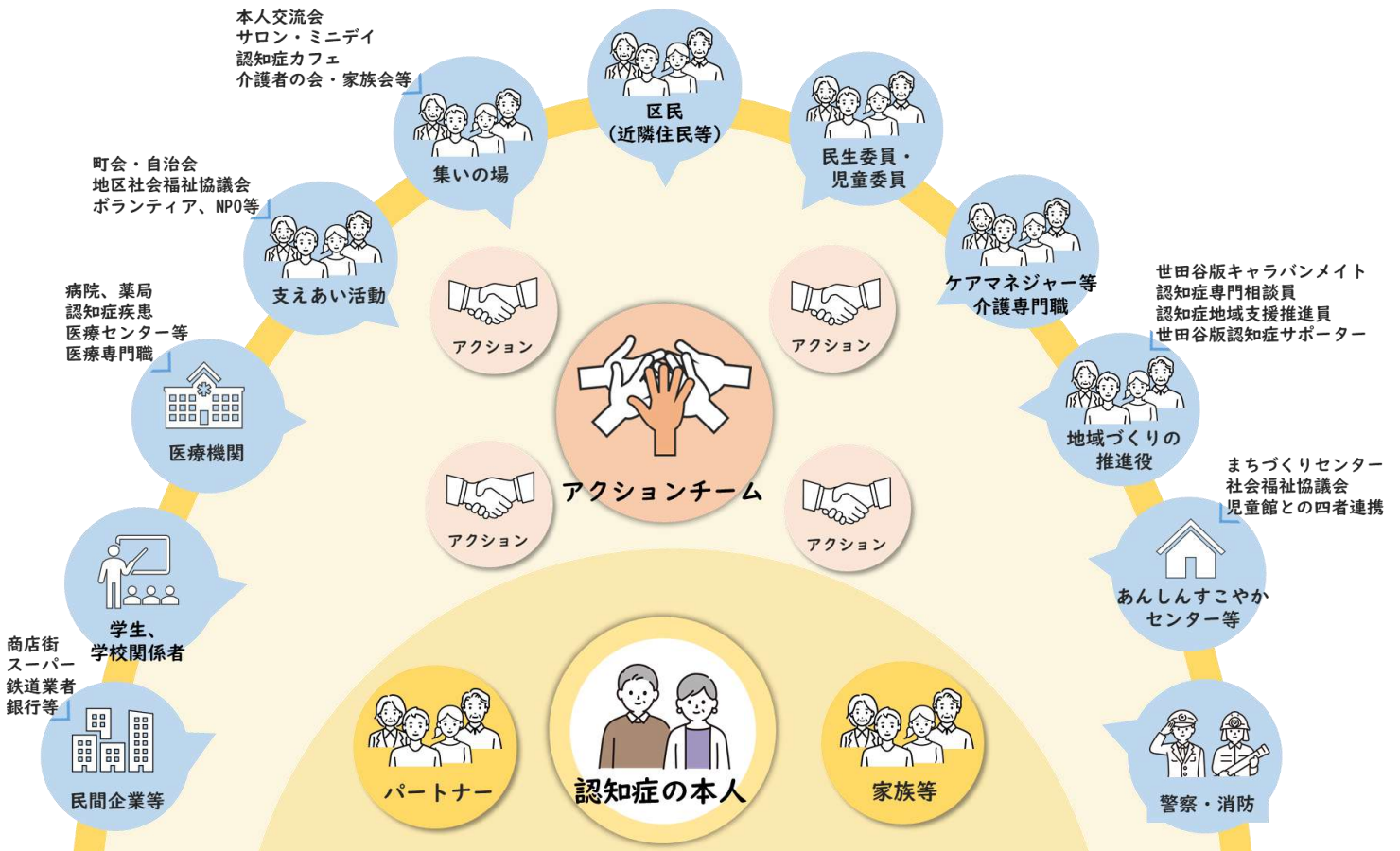
「アクションチーム」の活動事例(太子堂地区)

認知症のご本人からの「高尾山が好きだったけれど、今は認知症になったから無理だなと思って・・・でも、登山靴は捨てられずとってあるんだ」という声を受け、あんしんすこやかセンターや地域の方が協力して登山部を結成。ご本人をリーダーに高尾山に登りました。毎月のミーティングの機会を大切に、ご本人の希望を中心にチームで語り合いながら、思いを形にできるよう活動しています。

また、アルツハイマー月間(9月)には「認知症を知ろう!太子堂で元気に暮らそう!認知症とともに生きるオレンジの日」という学び・体験・相談できるイベントを開催しています。アクションチームでアイデア出しから企画、当日運営まで行い、地域のみなさんの認知症への理解が深まるように取り組んでいます。



地域づくりの展開イメージ



区民・地域団体・事業者等が本人とともに協働するアクションを全区的に展開していくことで、条例の基本理念の実現を目指します。

重点テーマ

希望と人権を大切に、暮らしやすい地域をともにつくる

第1期計画の課題と新たな視点

- ・もの忘れ相談等、本人が抱えている不安や希望に寄り添う専門職の育成及び医療を含めた、相談支援体制を強化する必要があります。
- ・本人の安全・安心な外出を守るセーフティーネットの体制づくりを、更に進めていく必要があります。

取組みの方向性

もの忘れ相談や診断直後のケア、意思決定支援・権利擁護等、本人及び家族等への関わりや相談支援体制を強化し、併せてセーフティーネットの充実を図ります。

主な取組み

① 意思決定支援・権利擁護の推進

認知症初期集中支援チーム事業や専門職によるケアプランの作成等の際、本人の尊厳と権利（人権）を最大限に尊重し、希望を聴きながら意思決定支援を行っていけるよう、支援者の意識醸成を図ります。

② 身近な相談支援体制の強化

もの忘れ相談等の身近な相談窓口である、あんしんすこやかセンターの認知度向上のため、情報発信を強化します。また、あんしんすこやかセンターへの研修等を通じ、本人・家族等への継続的な支援の充実を図るとともに、地域のつながりや活動の場などの相談者の状況に応じたインフォーマルな情報提供も行き、総合的な相談支援体制を強化します。

③ 診断後支援の充実

診断後に襲ってくる不安や、適切な支援を受けられず空白の期間を過ごすことによる、心と身体の不調や状態の悪化を防ぐため、本人と接する医療関係者やケアマネジャー等への条例の基本理念の普及や認知症観の転換を図るとともに、認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）を活用しながら、本人・家族等への相談支援体制の一層の充実に取り組みます。

④ セーフティーネットの充実

認知症や認知症が疑われる方等の生命・財産を守るため、安全・安心な外出を守る地域づくりや行方不明時の捜索ネットワークの強化、虐待対策、消費者被害防止に向けた情報発信及び連携、成年後見制度の利用促進等を進めます。

⑤ 医療機関との連携

医療機関及び地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等の関係団体と連携し、認知症関連事業への協力や適宜相談に応じた助言と支援、地域活動への参加等を通じて、本人及び家族等を支える地域医療の充実を図ります。

第4章 計画の推進体制

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

1 計画の推進体制

(1) 区の組織

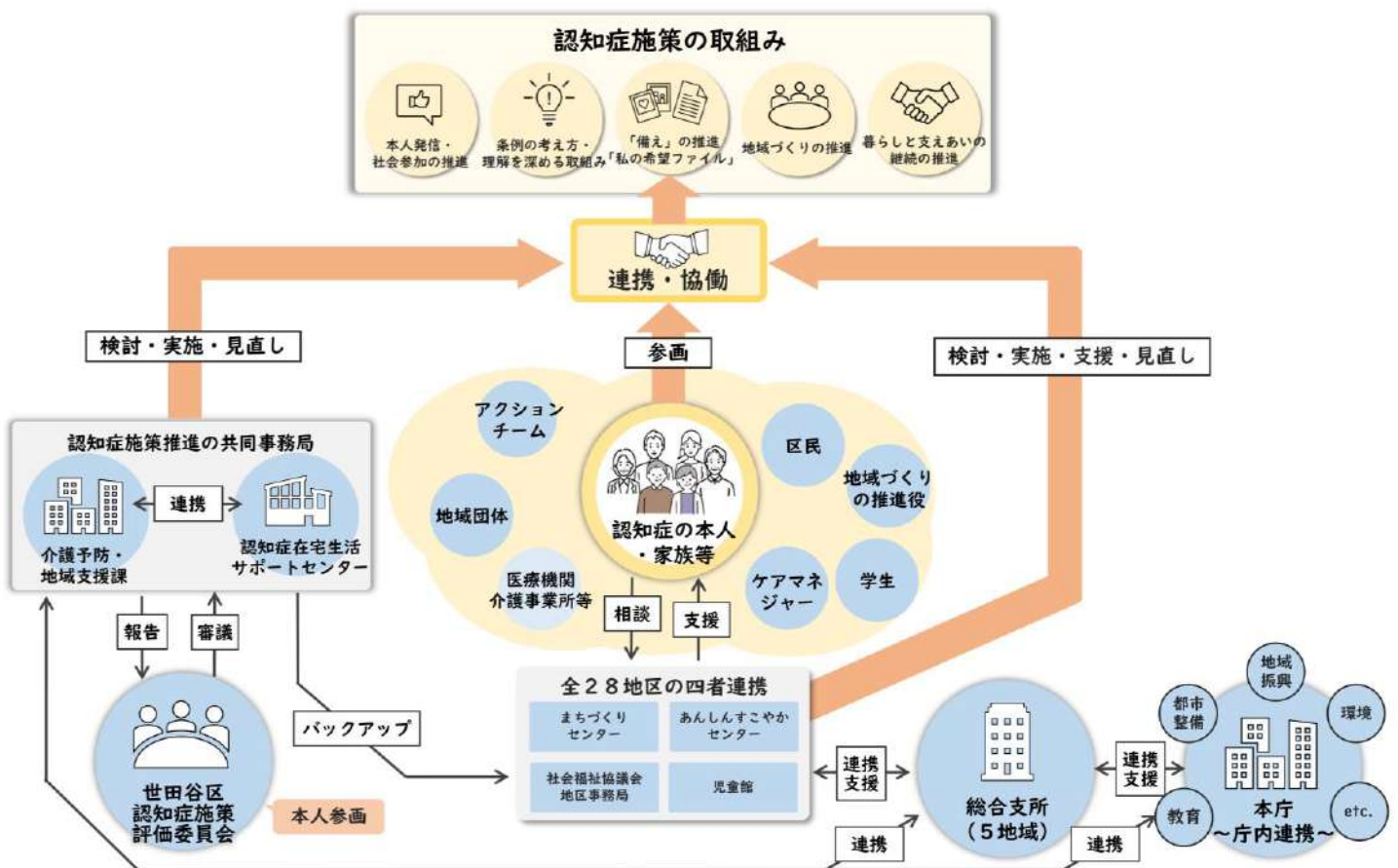
計画に掲げる施策の検討・実施・見直し等にあたっては、介護予防・地域支援課及び世田谷区認知症在宅生活サポートセンターが共同事務局として、各取組みの内容に応じて、本人及び家族等、医療・介護・福祉関係者や地域づくりの推進役等と連携・協働しながら実行していくほか、庁内の関係部署とも連携を深める等、柔軟な推進体制により、区全体で取組みを発展させていきます。

地域づくりの推進においては、区民、地域団体、関係機関、事業者のほか、区内28地区のまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会及び児童館（四者連携）、5地域の総合支所及び本庁の三層構造による推進体制を基本とし、庁内全体で連携・協力して取り組みます。

(2) 認知症施策評価委員会

条例第18条に基づく区長の附属機関である、世田谷区認知症施策評価委員会において、認知症施策の総合的かつ計画的な推進に向けた調査・審議を行い、評価結果を区の施策に反映させていきます。

認知症施策の総合的な推進体制（イメージ図）



2 計画の進行管理

(1) 施策の評価・検証

計画に基づく各施策の進捗については、世田谷区認知症施策評価委員会等に定期的に報告し、目標達成状況の確認及び評価・検証をしながら、計画の進行管理を行います。

併せて、区の他計画における取組みの進行管理、評価等との整合を図ります。

(2) 評価・検証の結果等の公表

施策の取組み状況や評価・検証の結果等は、区のホームページ等で定期的に公表します。

第5章 第1期計画の取組み状況と課題

- 1 第1期計画の目標(3年間のマイルストーン)の達成度
(再掲)
- 2 目標の達成状況と課題

1 第1期計画の目標(3年間のマイルストーン)の達成度(再掲)

プロジェクト	内容	現状値 (令和5年5月現在)	第1期計画の 目標値
情報発信・共有PJ	認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らすことができると思う人の割合	2割	6割
本人発信・参画PJ	認知症に関わる会議、検討会及び講演会、イベント、シンポジウム、交流会等に本人が参画している割合	ほぼ10割	9割
「私の希望ファイル」PJ	「私の希望ファイル」について話し合うアクションチームの実施、「私の希望ファイル」の更新、充実	検討中	全地区で始動
地域づくりPJ	地域づくりについて話し合うアクションチームの実施	全地区で着手	全地区で始動
	世田谷版認知症サポーターの累計数 (従来のサポーターを含む)	40,358人	53,040人

2 目標の達成状況と課題

(1) 情報発信・共有プロジェクト

令和4年5月に実施した世田谷区民意識調査 2022 によると、「認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らすことができると思う人の割合」は 20.2%に留まっており、目標の達成に至っていないことから、引き続き、条例の基本理念を多世代に向けて効果的・継続的に発信し、認知症観の転換を進めていく必要があります。

(2) 本人発信・参画プロジェクト

これまでに、認知症施策評価委員会や認知症講演会、条例イベント、本人交流会、アクション講座等、様々な機会に本人が参画しており、その割合は概ね10割に達しており、目標を達成できています。引き続き、本人が気軽に参画し、自らの思いや体験を発信する機会の確保に努めるとともに、一人でも多くの本人に参画してもらえるよう、事業の実施方法等を工夫していく必要があります。

(3) 「私の希望ファイル」プロジェクト

「私の希望ファイル」の在り方や様々なツールの活用方法、本人が安心して希望を表出できる機会の確保について、検討を重ねてきました。引き続き、「私の希望ファイル」の検討を進めるとともに、区民が取り組みやすい仕組みづくりや周知を行っていく必要があります。

(4) 地域づくりプロジェクト

各地区の四者連携会議等において、アクションチームの結成・始動に向けた話し合いが行われ、実際に本人とともにアクションが始まっている地区も生まれてきています。令和4年度末時点で、全ての地区において活動に向けた着手が始まっており、四者連携に留まらず既に住民主体で行われている活動を拡充したアクションが、単発に終わることなく継続して展開できるよう、引き続き支援していく必要があります。

世田谷版認知症サポーターの累計数については、条例の趣旨に沿ったアクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）用テキスト「みんなでアクションガイド」が令和3年度末に完成したため、当初予定よりも養成人数が少なくなりました。今後、あんしんすこやかセンターだけでなく、社会福祉協議会や地域で活動する様々な区民・専門職等がアクション講座を各地区で展開していくとともに、本人も参画したアクションを広げていく必要があります。

第6章 資料編

- 1 条例・施行規則
- 2 計画策定の背景(国・都の動向、計画の策定経過)
- 3 参考資料(各種調査結果、統計資料 等)
- 4 用語解説

1 条例・施行規則

(1) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 基本的施策(第9条-第15条)

第3章 認知症施策の推進に関する体制(第16条-第18条)

第4章 雑則(第19条・第20条)

附則

世田谷区では、世田谷区基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症とともに自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現するため、福祉の相談窓口におけるもの忘れ相談事業、認知症初期集中支援チーム事業など、先駆的な認知症施策を実施してきました。令和2年4月には、世田谷区立保健医療福祉総合プラザを開設し、その中の世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを拠点として認知症施策を総合的に推進しています。

今日、認知症に対する見方が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなってしまう」という考え方が一般的でしたが、認知症になってからも、暮らしていくうえで全ての記憶を失うわけではなく、本人の意思や感情は豊かに備わっていることが明らかになってきており、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことが可能です。

世田谷区は、自分らしく地域でともに生きていくことができる環境を整え、区に住んできた人を含め、子どもから大人までの全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、認知症とともに生きる人(以下「本人」という。)の権利が尊重され、本人を含む全ての区民が認知症とともに生きる希望を持って暮らすことができるように推進する認知症に係る施策(以下「認知症施策」という。)について、基本となる理念を定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、もって一人ひとりがともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。
- (3) 地域団体 主に区民で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。
- (4) 関係機関 医療、介護その他の福祉サービス若しくは生活関連サービスを提供する事業所、教育若しくは法律に関する事業を行う事業所、図書館等の公共の施設又は研究機関その他の認知症に関する事業を行う機関で、区内において活動を行うものをいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体(関係機関として活動を行うものを含む。)をいう。
- (6) 私の希望ファイル 区民が、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後における生活に係る自らの思い、希望又は意思を繰り返し書き記す過程及びその文書又は記録をいう。
- (7) 軽度認知障害 正常と認知症との中間の状態をいう。
- (8) あんしんすこやかセンター 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターであり、区内に存するものをいう。

(基本理念)

第3条 認知症施策を推進するための基本理念(以下「基本理念」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 本人一人ひとりが自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。
- (2) 区民、地域団体、関係機関及び事業者(以下「区民等」という。)が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的に推進する責務を有する。

- 2 区は、認知症施策の実施に当たり、常に本人の視点に立ち、本人及びその家族の意見を聴かなければならない。
- 3 区は、本人が希望を持って暮らしていくことができるよう、地域で支援する体制を区民等と築くとともに、国及び他の地方公共団体と連携してこれに取り組むものとする。

(区民の参加)

第5条 区民は、認知症とともに生きることに希望を持ちながら、より良く暮らしていくための備えとして、認知症に関する知識を深め、自らの健康づくりに役立てるため、区、地域団体等の取組に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 区民は、認知症になってからも自分らしくより良く暮らしていくための備えとして、私の希望ファイルに係る取組等を行うよう努めるものとする。

3 区民は、パートナー（本人を理解し、本人とともに歩み、支え合う者をいう。以下同じ。）であるという意識を持つよう努めるものとする。

4 本人は、区民等の認知症に対する理解を深めることができるよう、自らの意思により、自らの体験、考え、意見等をその家族、本人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）その他区民等に発信するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、住民相互の支え合い及び見守り活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 地域団体は、本人及び家族等が体験したことの情報を自ら発信することができる場及び地域との交流の場を設けることに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、本人が自宅、病院、施設などの場所で暮らしていても、その希望及び権利が尊重され、その状態に応じて適時に、かつ、適切なサービスを受けることができるよう、相互間の連携に努めるものとする。

2 関係機関は、本人及び家族等が前項のサービスについて理解することができるよう、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その従業者が認知症とともに生きていくことができる地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育、研修等を受ける機会を設けるよう努めるとともに、本人に配慮したサービスの提供及び地域との協働に努めるものとする。

第2章 基本的施策

(区民等の理解の推進)

第9条 区は、区民等が認知症及び地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めることができるよう、学習の機会の提供を積極的に推進するものとする。

2 区は、認知症についての広報活動及び区民等が行う認知症に関する活動に係る情報を共有する機会の充実を図るために必要な施策を実施するものとする。

(認知症への備え等の推進)

第10条 区は、区民が認知症になってからも孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、必要な施策を実施するものとする。

(意思決定の支援等)

第11条 区は、本人の意思決定を支援するための方法について継続的に検討するとともに、私の希望ファイルに係る取組等を積極的に支援する。

2 区は、区民等が本人の意思決定を支援するために必要な知識等を得るための学習の機会を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

(権利擁護)

第12条 区は、本人の権利利益を保護するため、本人に係る権利の擁護に関する区民等の意識の向上及び行動の啓発を図るとともに、成年後見制度の利用の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

(相談体制の充実及びその支援)

第13条 区は、本人及び家族等からの相談に適時に、かつ、適切に対応することができるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制の充実を図るものとする。

2 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。

(医療及び介護等の支援)

第14条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で適時に、かつ、適切な生活の支援、医療及び介護その他必要な支援を受けることができるよう、次に掲げる事項に係る施策を実施するものとする。

- (1) 認知症(軽度認知障害を含む。)の早期対応及び早期支援
- (2) 本人同士の支え合い及び社会参加活動の推進並びに容態に応じた支援
- (3) 家族等への支援
- (4) 生活の支援と医療及び介護との連携並びに協働体制の充実
- (5) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービスの提供に携わる専門的知識を有する人材及び支援団体の育成及び資質の向上のための研修

(地域づくりの推進)

- 第15条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、見守り活動及び緊急時における支援を行うための体制の整備を推進するものとする。
- 2 区は、多世代の区民が地域の中で協働しながら自主的かつ自発的に行う認知症に対する理解を深めるための活動を支援するものとする。
- 3 区は、本人がより良く暮らしていくための地域づくりに向けた取組が推進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、本人及び家族等が体験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。
- 4 区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、パートナー並びに本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

第3章 認知症施策の推進に関する体制

(認知症施策の総合的推進)

- 第16条 区長は、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画(以下「認知症計画」という。)を定めるものとする。
- 2 区長は、認知症計画を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する評価委員会の意見並びに本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

(世田谷区認知症在宅生活サポートセンター)

- 第17条 認知症計画に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例(平成30年10月世田谷区条例第61号)第1条の規定に基づき設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)を拠点として行う。
- 2 区長は、サポートセンターにおいて認知症施策に係る事業を行うに当たっては、福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンター、まちづくりセンター及び社会福祉協議会と連携して、これを行うものとする。
- 3 サポートセンターで行う事業に関し必要な事項は、規則で定める。

(世田谷区認知症施策評価委員会)

- 第18条 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

- 2 評価委員会は、第16条第2項の規定による区長の諮問に応じ、認知症計画について調査審議し、区長に対して意見を述べるものとする。
- 3 評価委員会は、本人及び認知症施策に関し深い理解、識見等を有する者のうちから区長が委嘱する委員30名以内をもって組織する。
- 4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 評価委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(財政上の措置)

第19条 区は、認知症施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(2) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区認知症とともに生きる希望条例(令和2年9月世田谷区条例第45号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(私の希望ファイル)

第3条 私の希望ファイルに書き記す生活に係る自らの思い、希望又は意思の内容は、認知症になる前の経験、認知症になった後の支援等に関するものとする。

(サポートセンターで行う事業の内容)

第4条 サポートセンターで行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービスの提供に携わる専門職(以下「専門職」という。)が本人の居宅を訪問し、本人の在宅生活の支援を行うこと。
- (2) 家族等への支援を行うこと。
- (3) 認知症に関する知識の普及及び啓発並びに情報発信を行うこと。
- (4) 専門職の技術の向上を図るための指導及び助言並びに地域団体、関係機関及び事業者間の連携の強化を図ること。
- (5) 専門職並びに本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長がサポートセンターで行うことが適当であると認めること。

(サポートセンターで行う事業の実施日時)

第5条 サポートセンターで行う事業は、次に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後5時までの間にこれを行うものとする。ただし、講演会等を実施する場合その他区長が必要と認めた場合においては、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(評価委員会の委員)

第6条 評価委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

- (1) 本人 4名以内
- (2) 認知症施策に関し深い理解、識見等を有する者 26名以内

(評価委員会の委員長及び副委員長)

第7条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長がこれを指名する。

4 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員長及び副委員長が共に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(評価委員会の会議)

第8条 評価委員会は、委員長がこれを招集する。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 評価委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(評価委員会の部会)

第9条 評価委員会は、認知症計画に係る調査審議を効率的に行うため又は認知症に関する専門的事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(委員の守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(評価委員会の庶務)

第11条 評価委員会の庶務は、高齢福祉部介護予防・地域支援課において処理する。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

2 計画策定の背景(国・都の動向、計画の策定経過)

(1) 国の動向

国内の認知症の人は年々増加傾向にあり、厚生労働省の研究で令和7年(2025年)には約700万人になると推計されています。

このような状況の中、令和5年6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。

認知症基本法では、「認知症の人に関する国民の理解の増進」のほか「認知症バリアフリーの推進」、「社会参加の機会確保」、「意思決定支援及び権利利益の保護」、「保健医療及び福祉サービスの提供体制の整備」、「相談体制の整備」等を基本的施策として掲げるとともに、国民に対し、「共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める」ことが明記されました。

国は今後、内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置し、認知症施策推進基本計画を策定するとともに、都道府県・区市町村に対しても、認知症の人及び家族等の意見を聴き、それぞれ計画を策定することを努力義務としています。

(2) 都の動向

東京都における高齢化率は総人口がピークを迎える令和7年(2025年)には23.0%、約1,417万人にも上り、そのうち65歳以上の認知症高齢者は約55万人、また、見守りや支援が必要な人は約41万人と推計されています。

このような状況の中、都は、令和3年3月に策定した「未来の東京」戦略に基づき、認知症に向き合い、「共生」と「予防」両面の対策を進めることとし、家族も含め、尊厳と希望を持ちながら、認知症と共生していくことができる環境を整えるとともに、認知症予防に向けた研究を進めています。

「共生」を推進するための事業として、「認知症の容態に応じた適時・適切な支援の提供」のほか、「認知症の人と家族を支える人材の育成」、「認知症の人と家族を支える地域づくり」を柱に、区市町村における認知症普及啓発の取組みを支援しています。

また、認知症の進行を遅らせる支援として、介護予防・フレイル予防や介護サービス事業所等への日本版BPSDケアプログラムの普及を行っているほか、AIを活用した認知症研究事業等を実施しています。

(3) 区のこれまでの認知症施策の取組み

世田谷区では、高齢化の進展に伴い、増加する認知症高齢者への施策の充実に向け、平成21年度に地域福祉部を設置、介護予防・地域支援課において、認知症施策の担当所管を新設しました。認知症高齢者や家族の相談・支援体制を構築するため、区内28か所の身近な地区に設置しているあんしんすこやかセンターに、「もの忘れ相談窓口」を開設し、認知症に関する相談・支援機能を強化するとともに、認知症に関する地域の区民や支援機関をつなぐまとめ役（コーディネーター）として「認知症専門相談員」を1名ずつ配置しました。

平成24年度に、地区医師会の協力のもと医師と個別に相談できる「もの忘れチェック相談会」事業を開始、平成25～26年度の2か年をモデル事業として、看護師や医師等の専門職が定期訪問し支援する「認知症初期集中支援チーム事業」に取り組み、平成27年度から本格実施する等、認知症の在宅支援の充実に取り組んできました。

平成25年11月、認知症になってからも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができる地域社会の実現に向け、「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想」を策定しました。この構想の中で、認知症の早期対応体制の確立や、医療と福祉の連携推進、医療・介護の専門職の実務的な支援能力の向上、家族支援の充実等、区における認知症在宅支援施策の構築を進めていくための専門的かつ中核的な役割を果たす拠点として、令和2年4月に世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内に「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を開設しました。

その後、「認知症の本人を含む全ての区民が自分らしく生きる希望を持ち、本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現」を目指して、同年10月、「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を施行し、条例の推進計画として、翌令和3年3月、「(第1期)世田谷区認知症とともに生きる希望計画」を策定しました。令和3年度以降は、条例・計画に基づき、認知症観の転換や本人発信・参画、地域づくり(アクション)等、認知症施策を総合的に推進しています。

年度	世田谷区の取組み	参考(国の施策)
H18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター(あんしんすこやかセンター)統括、介護予防事業を所管する「介護予防課」新設 ・認知症サポーター養成講座開始 ・認知症講演会開始 	介護保険制度における地域支援事業開始
H21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護予防・地域支援課」新設、「認知症対策担当係」設置 ・あんしんすこやかセンターに「もの忘れ相談窓口」開設、「認知症専門相談員」配置 ・認知症家族会、認知症高齢者の家族のための心理相談開始 	

年度	世田谷区の実施	参考(国の施策)
H22 (2010)	・認知症高齢者見守り訪問看護事業開始(～H24)	
H23 (2011)	・地区高齢者見守りネットワーク開始 (モデル地区2か所) ・認知症サポーターステップアップ講座開始 ・「介護者の会・家族会一覧」の作成・配布	
H24 (2012)	・(仮称)認知症在宅支援センター構想等検討委員会設置 ・もの忘れチェック相談会事業開始 ・医師による認知症専門相談事業開始	認知症施策推進5か 年計画(オレンジプラ ン)策定
H25 (2013)	・認知症初期集中支援チーム事業モデル実施 ・「認知症在宅生活サポートセンター構想」策定	
H26 (2014)	・「認知症在宅生活サポート室準備担当」設置	
H27 (2015)	・「認知症施策評価委員会」設置	認知症施策推進総合 戦略(新オレンジプラ ン)策定
H28 (2016)	・「認知症在宅生活サポート室」設置(区直営) ・もの忘れチェック相談会事業における地区型・啓発型試行 開始 ・認知症当事者のための社会参加型プログラム開発事業開 始(～H30)	
H29 (2017)	・プロポーザル方式による「認知症在宅生活サポートセンタ ー」運營業務委託事業者選定	
H30 (2018)	・「認知症在宅生活サポート室」運營業務委託開始 (区との併行運営) ・「認知症カフェハンドブック」作成・配布 ・認知症サポーターフォローアップ講座開始	
R1 (2019)	・認知症本人交流会開始 ・「認知症とともに生きる希望条例」制定に向けた検討開始、 「条例検討委員会」設置	認知症施策推進大綱 策定(認知症になっ ても希望を持って日 常生活を過ごす社会 の実現を目指す)
R2 (2020)	・世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内に「認知症在宅生 活サポートセンター」開設 ・認知症在宅生活サポートセンターホームページ開設 ・機関誌「にんさぼだより」発行 ・「認知症とともに生きる希望条例」施行 ・条例施行に伴い、条例検討委員会廃止 ・条例に基づく区長の附属機関として、改めて「認知症施策 評価委員会」設置 ・条例制定記念シンポジウム開催 ・「(第1期)認知症とともに生きる希望計画」策定	

年度	世田谷区の取組み	参考(国の施策)
R 3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ・アクション講座用テキスト「世田谷 認知症とともに生きる みんなでアクションガイド」作成 ・本人発信(メッセージ)動画制作、上映 ・条例施行1周年記念イベント開催 ・アクション講座試行実施 ・パイロット地区(3地区)によるアクションチーム活動開始 	
R 4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ・アクション講座の本格実施 ・全28地区においてアクション着手 ・条例施行2周年記念イベント開催 ・認知症ケアパス(認知症あんしんガイドブック)改訂作業開始 ・アクション講座受講の証(ノベルティ)(クリアファイル)作成 ・プロポーザル方式による「認知症在宅生活サポートセンター」運營業務委託事業者選定 	
R 5 (2023) 予定	<ul style="list-style-type: none"> ・診断後支援・本人参画に向けた本人同士をつなぐ仕組みづくり ・全28地区においてアクション始動 ・条例施行3周年記念イベント開催 ・子ども向けアクション講座用資材作成 ・認知症あんしんガイドブック(認知症ケアパス)改訂 ・「第2期認知症とともに生きる希望計画」策定 	<p>共生社会の実現を推進する認知症基本法成立(認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる共生社会の実現を推進)</p>

(4) 計画策定に向けた検討経過

〈世田谷区認知症施策評価委員会・次期希望計画策定検討部会による検討経過〉

開催日	内容
令和5年 3月15日	令和4年度第3回世田谷区認知症施策評価委員会(本人1名参加) ・次期計画の策定に伴う部会の設置について
5月23日	令和5年度第1回世田谷区認知症施策評価委員会にかかる部会 (第1回次期希望計画策定検討部会)(本人1名参加) ・次期計画策定にあたっての考え方 骨子(案)について
6月26日	令和5年度第1回世田谷区認知症施策評価委員会(本人2名参加) ・次期計画の策定について(諮問) ・次期計画策定にあたっての考え方について(答申の中間まとめ)
9月14日～ 9月21日	次期希望計画策定検討部会による 「次期計画策定にあたっての考え方について(答申案)」の内容確認(書面)
10月6日～ 10月12日	世田谷区認知症施策評価委員会による 「次期計画策定にあたっての考え方について(答申案)」の内容確認(書面)
10月23日	令和5年度第2回世田谷区認知症施策評価委員会(本人2名参加) ・次期計画策定にあたっての考え方について(答申案)

世田谷区認知症施策評価委員会名簿(令和4年10月1日～令和6年9月30日)

令和5年7月現在

	区分	氏名	職(所属)等
1	本人	澤田 佐紀子	認知症体験者、元美術講師
2	本人	貫田 直義	認知症体験者、テレビ東京アメリカ元社長、 元テレビ東京プロデューサー
3	学識経験者	大熊 由紀子	国際医療福祉大学大学院教授
4	学識経験者	村中 峯子	宮城大学看護学群准教授
5	学識経験者	田中 富美子	弁護士、世田谷区社会福祉協議会成年後見センター 事例検討委員会副委員長
6	学識経験者	永田 久美子	認知症介護研究・研修東京センター副センター長 (研究部部长)
7	学識経験者	西田 淳志	(公財) 東京都医学総合研究所社会健康医学研究センター長
8	専門医	新里 和弘	都立松沢病院認知症疾患医療センター認知症専門医
9	専門医	長谷川 幹	世田谷公園前クリニック名誉院長
10	地区医師会	山形 邦嘉	(社)世田谷区医師会理事 (~R5.6)
		太田 雅也	(社)世田谷区医師会副会長 (R5.7~)
11	地区医師会	山口 潔	(社)玉川医師会理事
12	地区歯科医師会	萩原 正秀	(公社)世田谷区歯科医師会担当理事
13	地区歯科医師会	米山 ゆき子	(公社)玉川歯科医師会担当理事
14	地区薬剤師会	佐伯 孝英	(社)世田谷薬剤師会監事
15	地区薬剤師会	橋元 晶子	(社)玉川砒薬剤師会理事
16	地域団体	黒木 勉	世田谷区民生委員児童委員協議会副会長 (~R4.11)
		小池 宗和	世田谷区民生委員児童委員協議会副会長 (R4.12~)
17	地域団体	水野 貞	世田谷区町会総連合会副会長 (~R5.6)
		高橋 和夫	世田谷区町会総連合会副会長 (R5.7~)
18	地域団体	小塚 千枝子	世田谷区商店街連合会常任理事
19	地域団体	高橋 聡子	在宅介護家族の会「フェロー会」代表
20	地域団体	中澤 まゆみ	認知症カフェ多職種ケアネットワーク 「せたカフェ」代表、福祉ジャーナリスト
21	地域団体	岡崎 克美	世田谷区社会福祉協議会副会長
22	介護保険事業者等	徳永 宣行	世田谷区介護サービスネットワーク代表
23	介護保険事業者等	相川 しのぶ	世田谷区ケアマネジャー連絡会会長
24	介護保険事業者等	浜山 亜希子	喜多見あんしんすこやかセンター管理者
25	介護保険事業者等	遠矢 純一郎	世田谷区認知症在宅生活サポートセンター代表

世田谷区認知症施策評価委員会にかかる部会
 (次期希望計画策定検討部会) 委員名簿

	区分	氏名	職(所属)等
1	本人	貫 田 直 義	認知症体験者、テレビ東京アメリカ元社長、 元テレビ東京プロデューサー
2	学識経験者	大 熊 由 紀 子	国際医療福祉大学大学院教授
3	学識経験者	永 田 久 美 子	認知症介護研究・研修東京センター副センター長 (研究部部長)
4	学識経験者	西 田 淳 志	(公財) 東京都医学総合研究所社会健康医学研究 センター長
5	専門医	長 谷 川 幹	世田谷公園前クリニック名誉院長
6	地域団体	中 澤 ま ゆ み	認知症カフェ多職種ケアネットワーク 「せたカフェ」代表、福祉ジャーナリスト
7	地域団体	岡 崎 克 美	世田谷区社会福祉協議会副会長
8	介護保険事業者等	浜 山 亜 希 子	喜多見あんしんすこやかセンター管理者

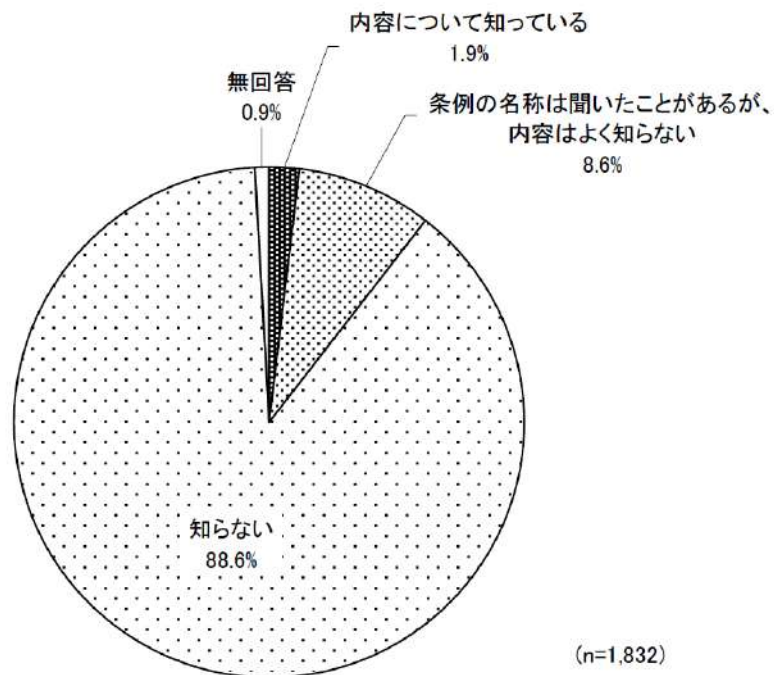
3 参考資料(各種調査結果、統計資料 等)

(1) 各種調査結果

① 世田谷区民意識調査結果(令和5年度)

I. 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の認知度

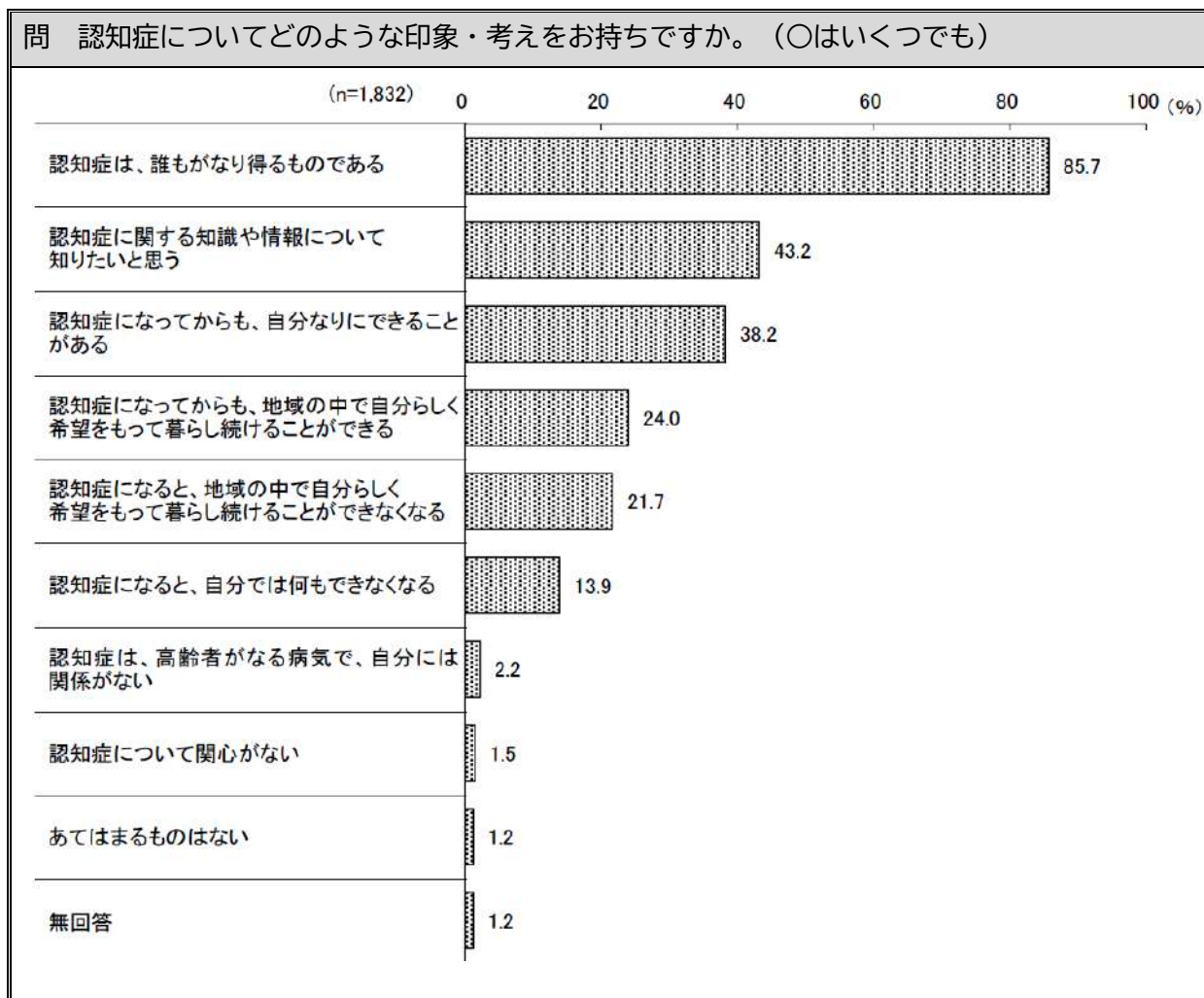
問 区では、一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、世田谷を目指して、令和2年10月に「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を施行しました。あなたは、この条例を知っていますか。(〇は1つ)



「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の認知度を聞いたところ、「知らない」(88.6%)が9割近くと最も高く、以下、「条例の名称は聞いたことがあるが、内容はよく知らない」(8.6%)、「内容について知っている」(1.9%)と続いています。

Ⅱ. 認知症についての印象

◎「認知症は、誰もがなり得るものである」と考えている方が8割半ば



認知症についての印象・考えを聞いたところ、「認知症は、誰もがなり得るものである」(85.7%)が8割半ばで最も高く、以下、「認知症に関する知識や情報について知りたいと思う」(43.2%)、「認知症になってからも、自分なりにできることがある」(38.2%)、「認知症になってからも、地域の中で自分らしく希望をもって暮らし続けることができる」(24.0%)、「認知症になると、地域の中で自分らしく希望をもって暮らし続けることができなくなる」(21.7%)などと続いています。

②世田谷区高齢者ニーズ調査結果(令和4年度)

I. 認知症に関する相談窓口の認知度

問 認知症に関する相談窓口を知っていますか。

■認知症に関する相談窓口の認知度:性別・年代別

区分	回答者数 (件)	はい	いいえ	無回答
全体	4,722 100.0	1,043 22.1	3,176 67.3	503 10.7
男性	1,898 100.0	371 19.5	1,362 71.8	165 8.7
女性	2,620 100.0	640 24.4	1,684 64.3	296 11.3
65～69歳	862 100.0	224 26.0	583 67.6	55 6.4
70～74歳	1,104 100.0	250 22.6	761 68.9	93 8.4
75～79歳	914 100.0	202 22.1	632 69.1	80 8.8
80～84歳	789 100.0	181 22.9	500 63.4	108 13.7
85～89歳	558 100.0	98 17.6	385 69.0	75 13.4
90歳以上	393 100.0	72 18.3	252 64.1	69 17.6

認知症に関する相談窓口について知っているかをたずねたところ、全体では「いいえ」が67.3%となっています。

性別で見ると、「いいえ」の割合は、女性よりも男性の方が7.5ポイント高くなっています。

II. 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の認知度

問 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を知っていますか。

■ 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の認知度：性別・年代別

区分	回答者数 (件)	内容について知 っている	聞いたことはあ るが、内容はよく 知らない	知らない	無回答
全 体	4,722 100.0	81 1.7	769 16.3	3,444 72.9	428 9.1
男性	1,898 100.0	21 1.1	262 13.8	1,479 77.9	136 7.2
女性	2,620 100.0	57 2.2	477 18.2	1,836 70.1	250 9.5
65～69 歳	862 100.0	21 2.4	104 12.1	698 81.0	39 4.5
70～74 歳	1,104 100.0	13 1.2	171 15.5	848 76.8	72 6.5
75～79 歳	914 100.0	16 1.8	159 17.4	663 72.5	76 8.3
80～84 歳	789 100.0	17 2.2	169 21.4	512 64.9	91 11.5
85～89 歳	558 100.0	8 1.4	92 16.5	395 70.8	63 11.3
90 歳以上	393 100.0	3 0.8	64 16.3	266 67.7	60 15.3

「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の認知度について、「知らない」が72.9%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が16.3%、「内容について知っている」が1.7%となっている。

性別にみると、「知らない」は、女性よりも男性の方が7.8ポイント高くなっています。

Ⅲ. 認知症についての印象

問 認知症についてどのような印象・考えをお持ちですか。

■認知症の印象・考え：性別・年代別

区分	回答者数 (件)	認知症は、 誰もがなり得るものである	認知症は、 自分には関係がない	認知症は、 自分なりにできるこ とがある	認知症になると、 自分では何もできなくなる	認知症になってからも、 地域の中で自分らしく 希望をもって暮らし続けることができる	認知症になると、 地域の中で自分らしく希望 をもって暮らし続けることができなくなる	認知症に関する知識や情報について知りたい と思う	認知症について関心がない	あてはまるものはない	その他	無回答
全 体	4,722 100.0	3,700 78.4	94 2.0	2,126 45.0	494 10.5	1,412 29.9	740 15.7	1,694 35.9	86 1.8	70 1.5	62 1.3	408 8.6
男性	1,898 100.0	1,551 81.7	46 2.4	746 39.3	226 11.9	484 25.5	302 15.9	566 29.8	52 2.7	31 1.6	20 1.1	136 7.2
女性	2,620 100.0	2,015 76.9	43 1.6	1,307 49.9	247 9.4	890 34.0	410 15.6	1,064 40.6	29 1.1	35 1.3	42 1.6	231 8.8
65～69 歳	862 100.0	734 85.2	16 1.9	384 44.5	79 9.2	272 31.6	137 15.9	296 34.3	13 1.5	11 1.3	12 1.4	40 4.6
70～74 歳	1,104 100.0	920 83.3	10 0.9	526 47.6	111 10.1	345 31.3	166 15.0	359 32.5	15 1.4	17 1.5	11 1.0	64 5.8
75～79 歳	914 100.0	731 80.0	12 1.3	436 47.7	104 11.4	313 34.2	167 18.3	359 39.3	14 1.5	14 1.5	14 1.5	70 7.7
80～84 歳	789 100.0	605 76.7	19 2.4	367 46.5	79 10.0	224 28.4	123 15.6	322 40.8	12 1.5	8 1.0	8 1.0	83 10.5
85～89 歳	558 100.0	388 69.5	12 2.2	235 42.1	65 11.6	151 27.1	78 14.0	210 37.6	14 2.5	7 1.3	14 2.5	73 13.1
90 歳以上	393 100.0	257 65.4	22 5.6	148 37.7	46 11.7	88 22.4	56 14.2	120 30.5	13 3.3	11 2.8	3 0.8	56 14.2

認知症の印象・考えについて、「認知症は、誰もがなり得るものである」が 78.4%と最も高く、次いで「認知症になってからも、自分なりにできることがある」が 45.0%、「認知症に関する知識や情報について知りたいと思う」が 35.9%となっています。

性別で見ると、「認知症に関する知識や情報について知りたいと思う」は、男性よりも女性の方が 10.8 ポイント高くなっています。

(2) 統計資料

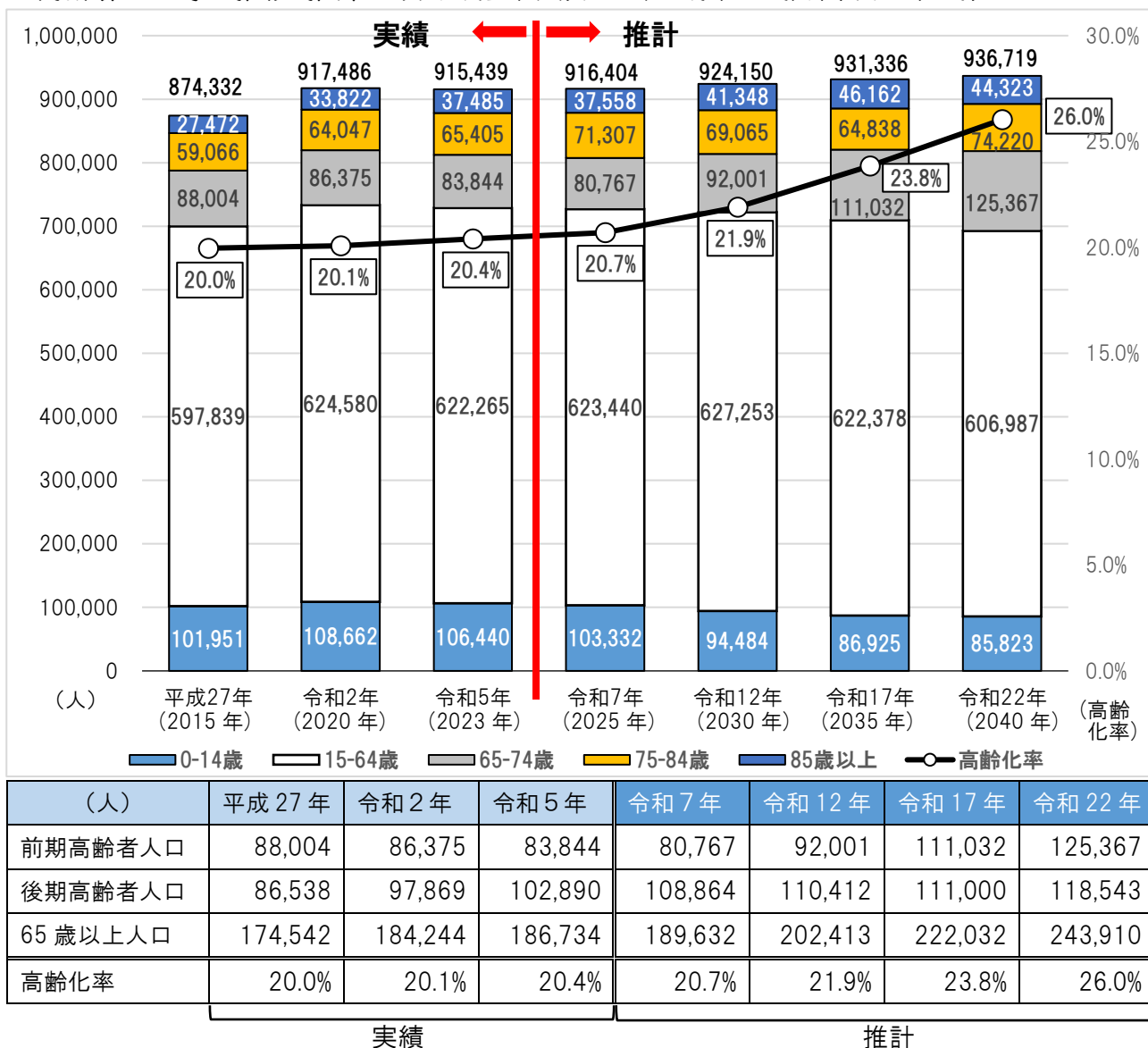
① 高齢者人口の推移と将来人口推計

国は、全国的に総人口が減少していくなか、高齢者の占める割合は今後も増加していくと推計しています。

世田谷区の総人口は、これまで増加傾向にありましたが、令和4年（2022年）に減少に転じました。今後は一時的には回復するものの、これまでのような右肩上がりの人口増加は見込めないと推計されています。また、高齢者人口と高齢化率は、微増傾向で推移しており、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）においても現在の水準が維持されることが見込まれています。

その先の、団塊ジュニア世代が高齢者になる令和22年（2040年）を見据えると、高齢者人口が引き続き増加する一方で64歳未満の人口が減少し、高齢化率の増加が見込まれています。平成27年（2015年）に20.0%（75歳以上9.9%）、令和5年（2023年）に20.4%（同11.2%）であった高齢化率が令和22年（2040年）には26.0%（同12.9%）まで増加することが推計されています。

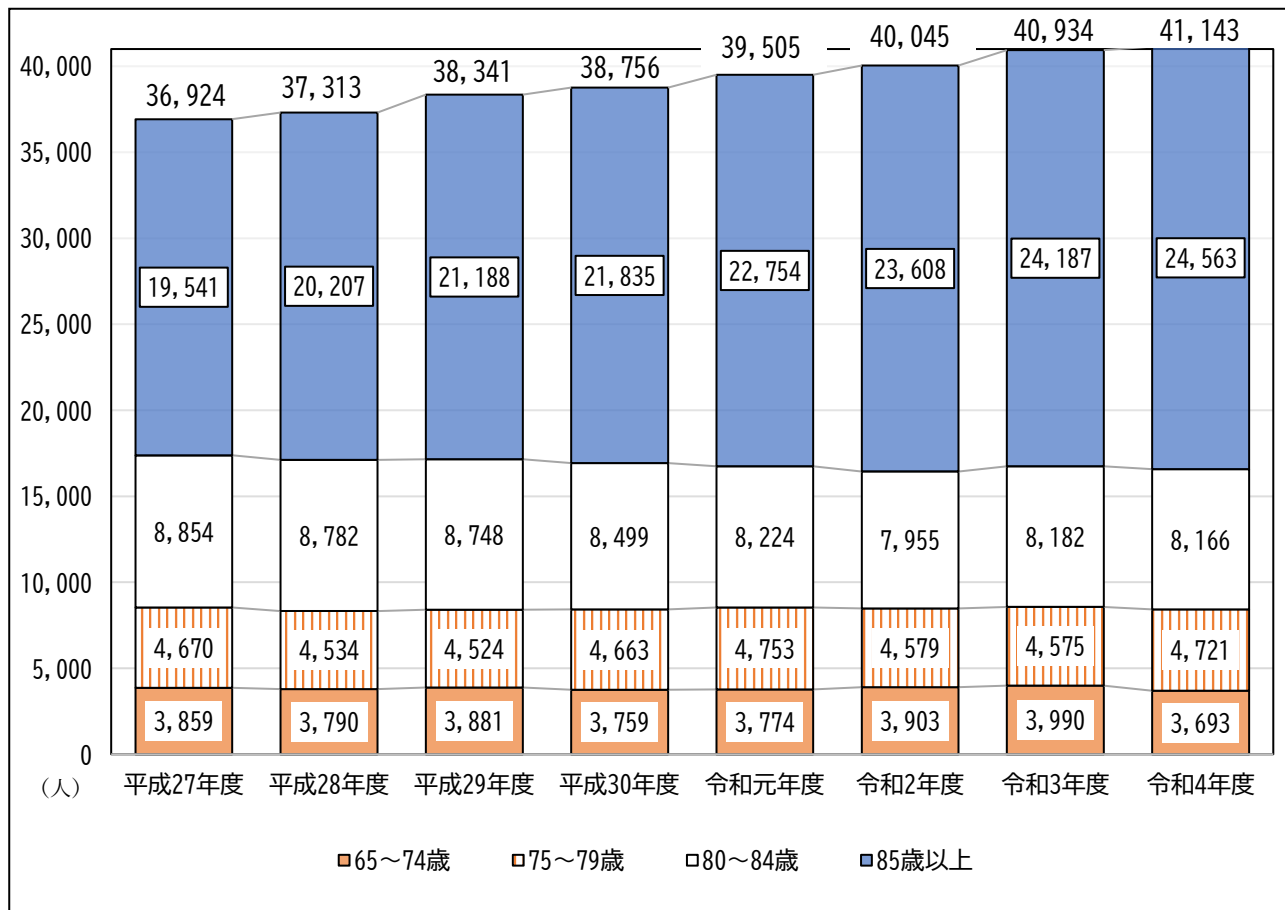
■ 高齢者人口等の推移・推計 出典：住民基本台帳、世田谷区将来人口推計（令和5年7月）



②要介護認定の状況

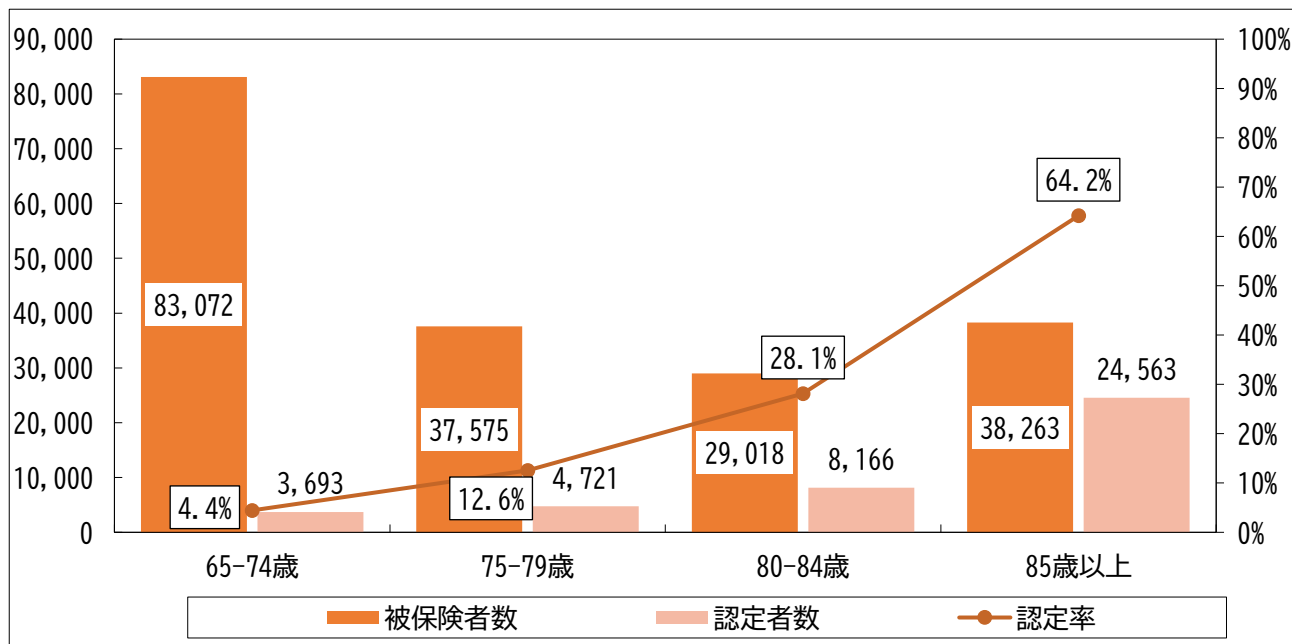
介護保険の要介護（要支援）認定者は、増加し続けており、令和4年度には41,100人を超えています。80歳を超えると要介護認定者数が増加し、認定率も高くなります。

■年齢階層別の認定者数の推移 出典：介護保険事業の実施状況（令和4年度）



■第1号被保険者の年齢階層人数・認定者数

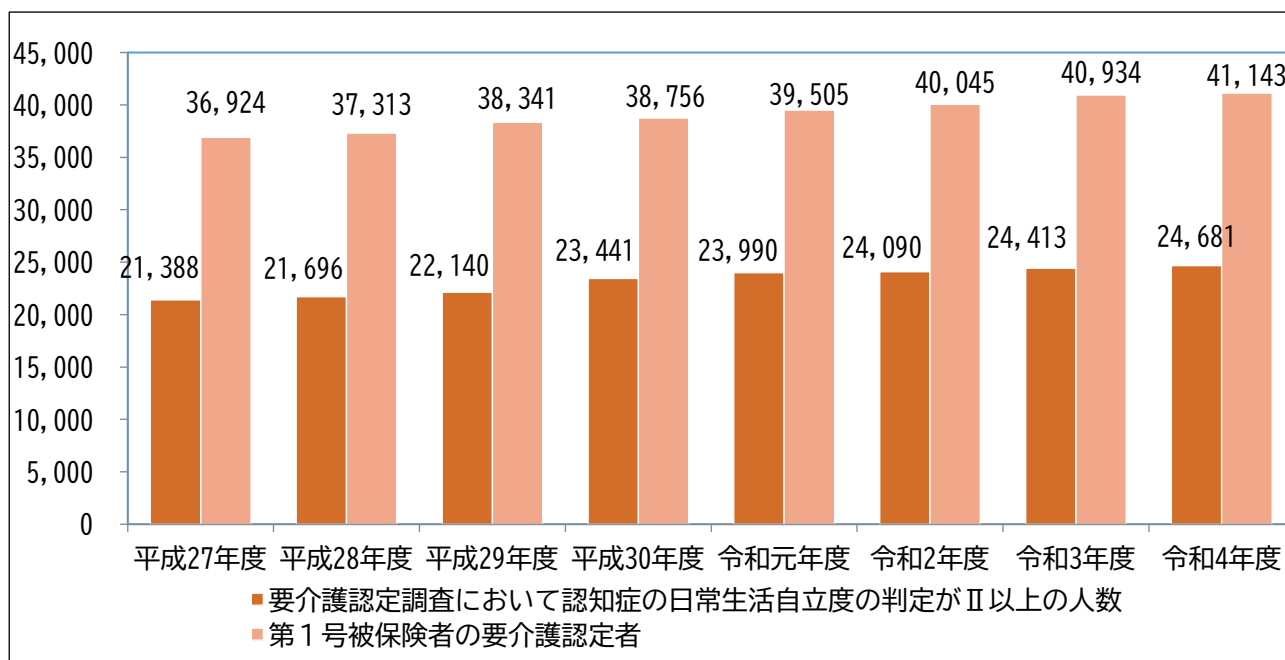
出典：介護保険事業の実施状況（令和4年度）



介護保険の要介護認定調査において、令和4年度の認知症の日常生活自立度の判定がⅡ（※）以上の方の人数は、平成27年度から約 3,300 人増加しています。近年は、コロナ禍で鈍化しているものの、要介護認定者の増加に伴い、出現数も増加しています。

※日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。また、たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理等それまでにできたことにミスが目立つ等の症状が見られる状態。

■要介護認定者における認知症状の出現数の推移 出典:介護保険事業の実施状況(令和4年度)

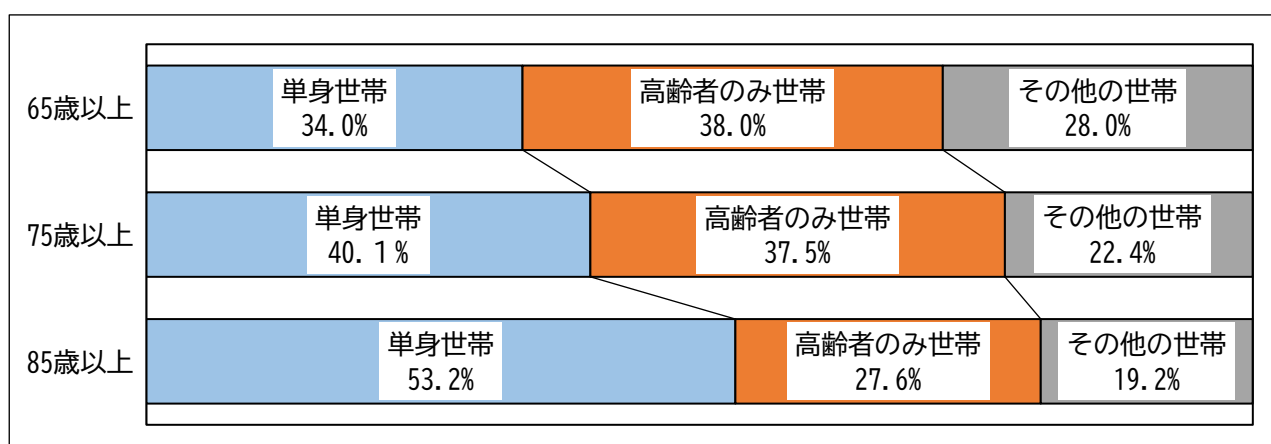


③高齢者世帯の状況

高齢者の世帯状況を見ると、ひとり暮らしの人が 34.0%、高齢者のみ世帯の人が 38.0%を占めており、合わせて72%の方が高齢者だけで暮らしています。

■高齢者世帯の状況 出典:住民基本台帳(令和5年4月現在)

	総人口	単身世帯		高齢者のみ世帯		その他の世帯	
65歳以上人口	186,917人	63,542人	34.0%	71,005人	38.0%	52,370人	28.0%
75歳以上人口	103,959人	41,703人	40.1%	38,954人	37.5%	23,302人	22.4%
85歳以上人口	37,781人	20,113人	53.2%	10,429人	27.6%	7,239人	19.2%



④認知症高齢者の将来人口推計

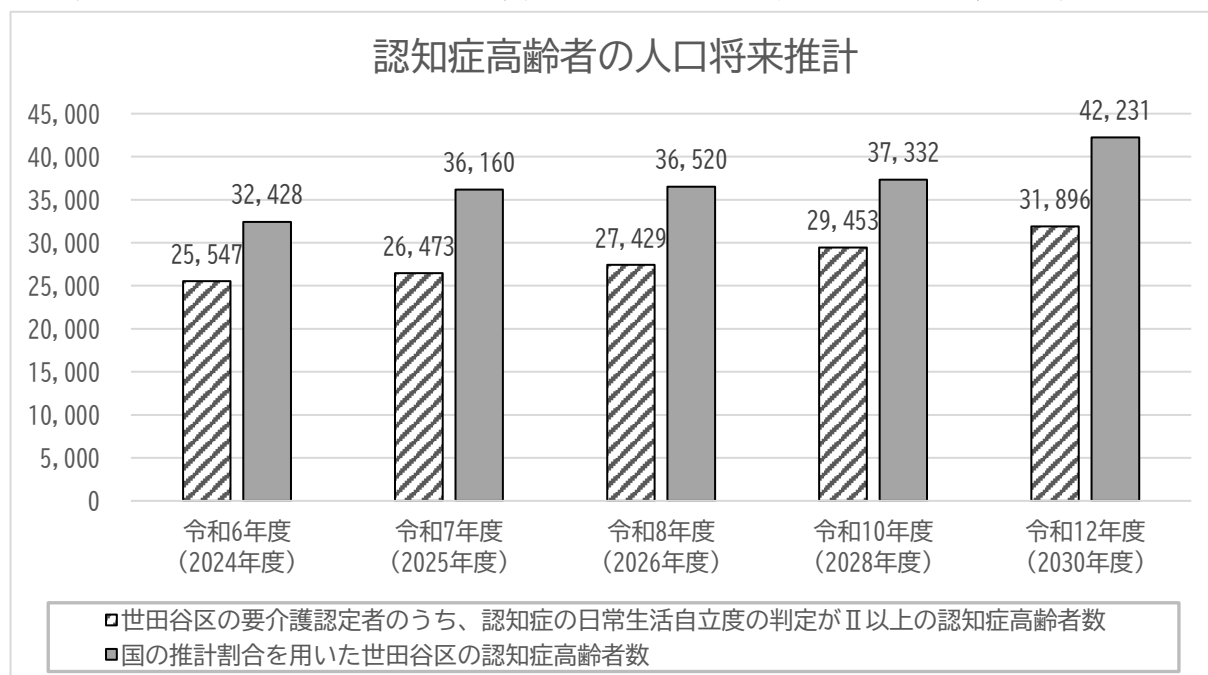
区内の65歳以上の高齢者人口は年間約 2,000 人ずつ増加していくことが見込まれ、それに伴い、認知症高齢者数も年々増加傾向にあります。国の推計割合によると、令和12年度(2030年度)には、高齢者の5人に1人が認知症になる見込みです。

■認知症高齢者の将来人口推計

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和10年度 (2028年度)	令和12年度 (2030年度)
①	高齢者人口 ※1 (65歳以上人口)	188,536	190,314	192,212	196,485	203,032
②	世田谷区の要介護認定者のうち、認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上の認知症高齢者数	25,547	26,473	27,429	29,453	31,896
③	国の推計割合を用いた世田谷区の認知症高齢者数 ※2	32,428	36,160	36,520	37,332	42,231
④	国の65歳以上人口に占める認知症の人の割合 ※2	17.2%	19.0%	19.0%	19.0%	20.8%

※1 令和4年7月「世田谷区将来人口推計」より。

※2 出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」における各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計
(平成26年度 厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)



⑤若年性認知症の認定者数と要支援・要介護度別内訳

■若年性認知症の認定者数(各年度4月1日時点) 単位:人

令和3年度	令和4年度	令和5年度
65	63	60

■要支援・要介護度別内訳

単位:人

要介護度\年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	2	1	1
要支援2	0	1	1
要介護1	18	15	12
要介護2	11	8	10
要介護3	14	12	12
要介護4	6	14	12
要介護5	14	12	12
計	65	63	60

4 用語解説

【あ行】

アクション

認知症の人とともに住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるために、認知症に関する知識を深め、健康づくりや住民同士の支え合い活動、見守り活動等を行うこと。

アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）

従来の「認知症サポーター養成講座」を、条例の考え方を踏まえて、講義内容やテキストを刷新した世田谷区独自の講座。本人も講座に参加しながら、自身の体験や想いを共有したり、本人からのメッセージ動画を視聴する等、参加者みんなが認知症を“自分ごと”として捉え、認知症についての理解を深めるほか、本人とともに取り組むアクションについて一緒に考える。

アクションチーム

認知症の人や区民、専門職、企業等、地域の様々な人が参加し、地域に根差した活動を創意工夫しながら、職種や立場を超えて継続的に展開していく集まり。世田谷区におけるチームオレンジの名称。

あんしんすこやかセンター

世田谷区における地域包括支援センターの名称。介護保険法に規定する地域包括支援センター。

インフォーマル

家族や近隣住民、地域団体、NPO、ボランティア等が行う活動や支援で、公的なサービス以外のもの。

【か行】

ケアプラン

介護を必要とする利用者やその家族の状況や希望を踏まえ、利用者に対する支援の方針や解決すべき課題、提供される介護サービスの目標と内容をまとめた計画書。

ケアマネジャー

介護支援専門員の別称。介護を必要とする利用者に対して、個々のニーズに応じた介護サービスを提供するために、アセスメント（課題分析）を行い、どのような介護サービスが必要であるかを判断し、ケアプラン（介護サービス計画書）を作成する職業。

軽度認知障害（MCI）

記憶力や注意力等の認知機能に低下が見られるものの、日常生活に支障をきたすほどではない状態。

【さ行】

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が十分でなくなり、自分一人では、契約や財産の管理等をすることが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように、その方の権利を守り、法的に支援する制度。

世田谷版キャラバン・メイト

条例の基本理念の普及や計画に基づく地域づくりを推進し、アクション講座を企画・開催する講師役。

【た行】

地区

世田谷区における行政区域の最小単位。世田谷区では、全28の地区にまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会地区事務局を設置。

地区医師会

各区市町村において、医学及び医術の発達、並びに公衆衛生の向上を図り、その地域の医療・保健・福祉に貢献できるような事業を実施している団体。世田谷区では、一般社団法人世田谷区医師会と一般社団法人玉川医師会の2団体。

地区歯科医師会

各市区町村において、口と歯の健康づくり等を通じ、地域住民の安全で安心な生活、健康増進に寄与する団体。世田谷区では、公益社団法人東京都世田谷区歯科医師会、公益社団法人社団法人東京都玉川歯科医師会の2団体。

地区薬剤師会

各市区町村において、薬学及び薬業の進歩発展等を通じ、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与する団体。世田谷区では、一般社団法人世田谷薬剤師会、一般社団法人玉川砧薬剤師会の2団体。

【な行】

認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）

認知症の初期からその後の状態の変化に応じて、地域でどのような支援（サービス）があるかをまとめた冊子。

認知症カフェ

認知症の人やその家族等が、身近な地域の中で気軽に立ち寄ることができ、地域の人や専門家と出会え、相互に情報共有や関わりを持てる場。区では、各地域団体や関係機関等が自主的に設置しており、令和4年度末時点で38箇所に設置。

認知症観

認知症について一人ひとりが抱くイメージ。

認知症在宅生活サポートセンター

令和2年4月に区立保健医療福祉総合プラザ(松原6-37-10)内に設置。世田谷区における認知症ケアモデルの構築を進めていくため、認知症の早期対応体制の確立や、医療と福祉の連携推進、医療・介護の専門職の実務的な支援能力の向上、家族支援の充実等の専門的かつ中核的な全区の拠点としての役割を担う。また、条例・計画の推進における区(高齢福祉部介護予防・地域支援課)との共同事務局としても機能している。

認知症サポート医

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関やあんしんすこやかセンター等との連携の推進役となる医師。

認知症初期集中支援チーム事業

認知症(疑い含む)の高齢者や家族等を対象に、看護師、医師、あんしんすこやかセンター職員等の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」が定期的に(原則6ヶ月程度)家庭訪問し、集中的に支援を行うことにより、認知症に関する正しい情報提供のほか、認知症の進行や介護に関する心理的負担の軽減、医療・介護サービスの円滑な導入等を図り、支援体制を作ることを目指す、介護保険法地域支援事業に基づく事業。

対象者毎にアセスメント内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容や支援頻度等の検討を行うために、専門医を含めた「チーム員会議」を実施。

認知症専門相談員

各あんしんすこやかセンターに1名ずつ配置。もの忘れ相談窓口業務を中心に、認知症やもの忘れに関する相談対応や支援を行う。利用者に親しみを持っていただくため、「認知症すこやかパートナー」と呼称している。

認知症地域支援推進員

各自治体が進める認知症施策の推進役、また、地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役。

認知症バリアフリー

認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で安心して普通に暮らし続けていくために、生活のあらゆる場面での障壁(認知症バリア)を減らしていく取組み。

【は行】

パートナー

認知症の人を理解し、認知症の人とともに歩み支え合う人。

ピアサポート

同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られること。同じような立場や境遇、経験等の当事者同士による支え合い活動。

フレイル

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態。

【ま行】

マイルストーン

プロジェクトや業務進捗における中間目標。本計画においては、条例の基本理念を実現するための計画期間内の目標（成果指標）として使用。

もの忘れ相談

あんしんすこやかセンターで受ける認知症やもの忘れに関する相談全般。

【や行】

四者連携

区内全28地区のまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会地区事務局及び児童館が、地区の課題解決に向けてそれぞれの強みを発揮し、連携すること。

【わ行】

私の希望ファイル

一人ひとりが、これからの備えとして大切にしたいことや大切にしたい暮らしについて考え、身近にいる大切な人たちに伝えていくプロセス。

令和5年10月27日
高齢福祉部
介護予防・地域支援課

高齢者外出インセンティブ事業の試行について

1 主旨

コロナ禍の影響による外出自粛を原因とした高齢者の閉じこもりの解消および介護予防の機会とするため、高齢者が外出するインセンティブとなるポイントラリー事業を区内3地区で試行する。

2 試行事業について

(1) 事業の目的

生涯にわたり心身ともに健康で暮らすことは全ての高齢者の願いである。高齢者が日常生活において「歩く」ことを積極的に行うことは介護予防に有効であり、社会関係の豊かさは要介護状態の進行を遅らせることに高い相関が認められている。

このため、コロナ禍を通じて外出を控えがちになり、孤立する危険性がある高齢者が積極的に外出し歩くことを通じて人との交流、地域活動への参加等に繋がるよう、外出することがインセンティブとなるポイントラリー事業を実施することにより高齢者の健康寿命の延伸や持続可能な介護保険制度に資することを目的とする。

(2) 対象者

65歳以上の区民で試行事業を実施する3地区に住所を有する方

(3) 試行地区

松沢地区、用賀地区、祖師谷地区で実施

ラリースポットは各地区10か所程度(うち1か所はあんしんすこやかセンター)

(4) 実施期間

令和5年10月2日(月)から令和6年3月29日(金)まで(約6か月間)

参加申込みは令和5年9月1日(金)から令和6年2月29日(木)まで

(5) 事業内容

試行事業に参加する高齢者が、専用アプリをインストールしたスマートフォン(以下「アプリ」という。)または専用のICタグ(以下「ICタグ」という。)を持って外出し、ラリーポイント用の専用送受信機を設置する協力店舗やあんしんすこやかセンター等の、ラリースポットを通過することで、事業のポイントを獲得する。アプリ参加者とICタグ参加者がすれ違った場合も事業のポイントを獲得する。このほか、一部の介護予防教室等に参加した試行事業参加者へのポイント付与を行う。アプリ参加者は、獲得したポイントをせたがやPayのコインに交換できる。また、ICタグで獲得したポイントは、世田谷区内共通商品券(以下「商品券」という。)

と交換可能とするなど、区内経済循環にも寄与できるようにする。

ラリースポットについては、「外出が楽しくなる場所」「高齢者に知ってもらいたい場所」「高齢者が日常的に通う場所」の3つの視点で、選定する。

3 参加申込方法等

電子申請、郵送、実施地区のあんしんすこやかセンター及び介護予防・地域支援課の窓口、説明会、せたがやコール（ICタグ参加者のみ）にて参加申し込みを行う。参加申し込みの際は、ICタグによる参加、アプリによる参加のどちらかを選択する。ICタグの参加者には、あんしんすこやかセンター等で実施しているスマートフォン講座の紹介等を通じてスマートフォンの利用促進とデジタルデバイドの解消に繋げるものとする。

募集人数は、ICタグ参加者が先着300人（3地区×100人＝300人を想定）、アプリ参加者が先着600人（3地区×200人＝600人を想定）を予定

4 周知

周知にあたっては、愛称名を「めざせ元気シニア せたがやデジタルポイントラリー」とし、ポスター・チラシ（区広報板、町会・自治会の回覧、あんしんすこやかセンター訪問等）のほか、社会福祉協議会のメールマガジンなどを活用する。

実施地区のあんしんすこやかセンター等で開催するスマートフォン講座において、せたがやPayの案内を含め、チラシ配布により周知する。また、民生委員に協力を依頼するなど、訪問活動を通じて外出を控えがちな高齢者への周知を行う。

令和5年9～11月まで、各地区3回（計9回）程度の説明会を実施する。

5 評価等

参加者のアンケートから、事業参加前、参加終了後で、外出頻度や主観的健康観、地域活動への参加等の指標に変化があったかどうかを把握することにより、試行実施の評価を行い、次年度10月からは28地区での実施を目指す。また、一部参加者の協力を得て、上記指標の追跡調査や、3年ごとに実施する高齢者ニーズ調査結果を踏まえ、事業の中期的な評価も実施する。

事業終了後も、参加者の外出機会が習慣化され、地域活動への参加等に繋がられるよう、参加者の了解を得て、あんしんすこやかセンター等が行うイベントや介護予防教室への参加案内、次年度の高齢者向けポイントラリーの案内等を継続的に行う。

6 その他

高齢者のスマートフォン及びせたがやPay活用促進のため、アプリ参加者については、試行事業に参加時点で30ポイントを付与する。

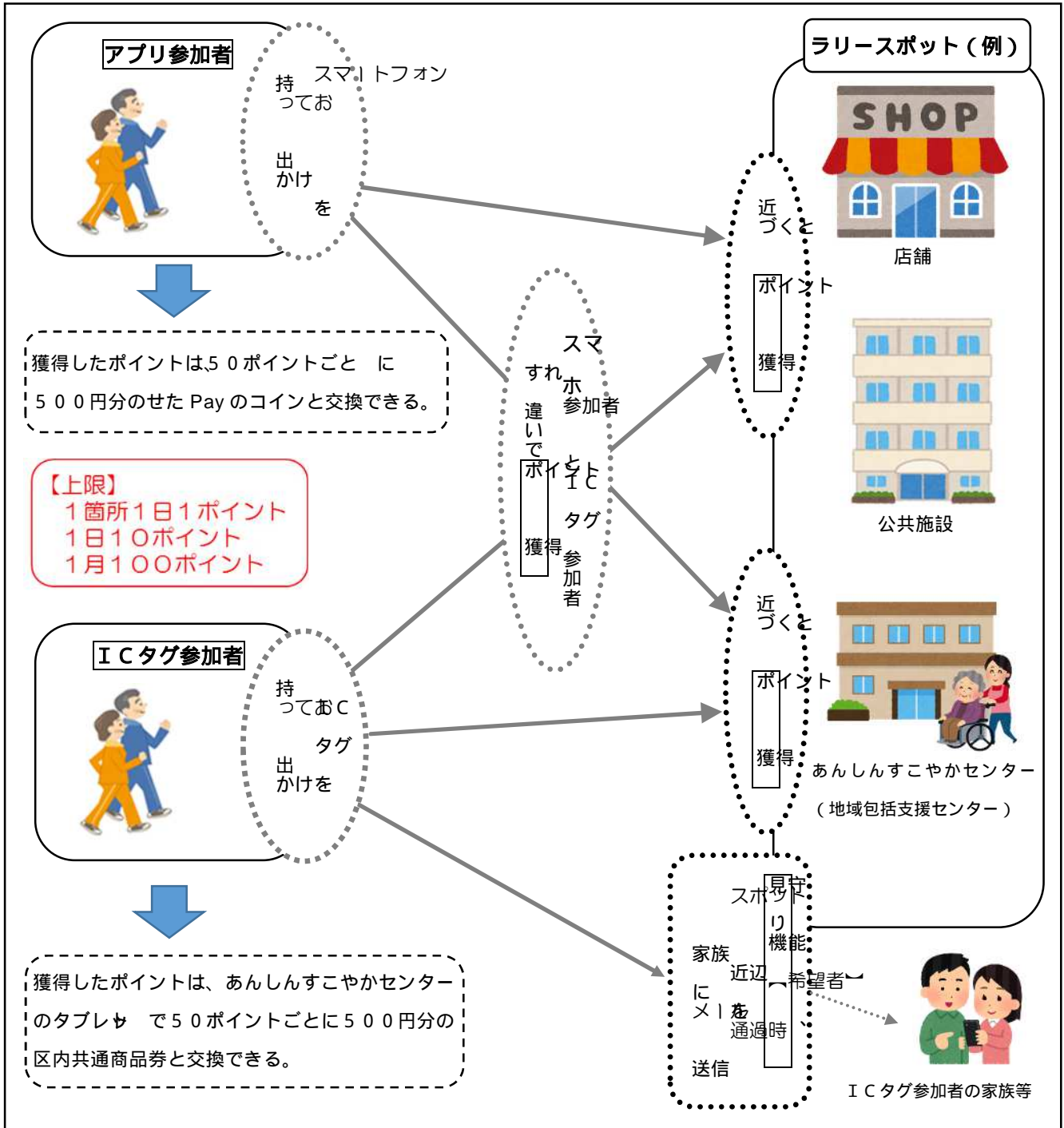
ICタグ参加者がラリースポットを通過した際、希望者には、予め登録した家族等のメールアドレスにメールを送信する見守り機能についても検証する。

ICタグやラリーポイント専用送受信機設置などの事業運営やせたがやPayのコインへの交換及び商品券購入については、民間事業者等へ委託する。

7 スケジュール（予定）

- ・令和5年10月～ 事業試行開始（～3月29日 申込みは2月29日まで受け付け）
- 12月 中間評価（11月アンケート実施）
- ・令和6年 3月 評価（2月アンケート実施）
- 10月 28地区で実施

参加イメージ図



令和 5 年 10 月 27 日
介護予防・地域支援課

地域包括支援センター運営事業者の選定について

1 主旨

地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）は、介護保険法第 115 条の 46 に基づき包括的支援事業の実施を委託した法人により設置しており、地域包括ケアの地区展開において、区内 28 か所にまちづくりセンター及び社会福祉協議会地区事務局とともに福祉の相談窓口として運営されている。

現行の地域包括支援センターの運営事業者は、平成 31 年度から令和 6 年度までの 6 年間に委託期間として選定しているため、このたび令和 7 年度からの運営を担う事業者の選定を令和 6 年 3 月より実施する。

2 選定方法

- (1) 区内のすべての地域包括支援センター（28 箇所）を対象とし、プロポーザル方式により選定する。
- (2) 選定に係る利害関係が及ばない学識経験者、区民、地域団体及び行政で構成される選定委員会を設置する。
- (3) 令和 5 年度 2 月の運営協議会に確認した現委託期間での実績評価（総合評価）を反映させる。

3 応募要件

令和 6 年 3 月 1 日時点で法人格を有し、次の要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 都内または世田谷区近隣市（横浜市、川崎市、相模原市）内に事業者本部または事業所を有し、次の ~ のいずれかに該当すること。

社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人

医療法第 39 条に規定する医療法人

特定非営利活動促進法第 2 条に規定する特定非営利活動法人

一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

消費生活協同組合法に規定する消費生活協同組合

- (2) 法人として、次の 又は いずれかの事業所（施設を含む。）の平成 18 年以降の運営実績があること。

介護保険法に基づく地域包括支援センター

老人福祉法に基づく老人介護支援センター（在宅介護支援センター）

- (3) その他

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。

世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中ではな

いこと。

都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。

介護保険法に規定される指定欠格事由に該当する者でないこと。

4 実施内容

- (1) 地域包括支援センターの設置
- (2) 区委託事業（包括的支援事業等）
- (3) 介護保険法に規定する介護予防支援（要支援者に対するマネジメント）
- (4) 地域包括ケアの地区展開に関する事業

5 運営体制

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例第4条による人員を遵守する。

6 契約期間

令和7年度～令和12年度

（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の第9期2年目～第11期1年目）

7 今後のスケジュール（予定）

平成6年	1月	選定委員会（選定基準等の審議）
	2～3月	運営協議会報告
	3月	プロポーザル公告・募集要項説明会
	4～7月	選定委員会（書類審査、ヒアリング審査）
	8月	運営協議会報告（選定委員会の結果）
	9月	福祉保健常任委員会報告、事業者結果通知、結果公表
令和7年	4月1日	契約締結、選定後の事業者による委託事業開始

(参考)

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例(平成30年3月6日条例第31号 改正) <抜粋>

(地域包括支援センターの職員に係る基準)

第4条 センターには、当該センターの職務に専ら従事する常勤の職員として、次の各号に掲げる者につき当該各号に定める人数を配置するものとする。

- (1) 保健師又はこれに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士又はこれに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者 1人

2 センターには、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める人数以上の職員を前項に規定する職員に加えて配置するものとする。

担当する区域における第一号被保険者の数	加えて配置すべき人数
おおむね3,000人未満	1人
おおむね3,000人以上6,000人未満	2人
おおむね6,000人以上9,000人未満	3人
おおむね9,000人以上12,000人未満	3.5人
おおむね12,000人以上	4人

備考

- 1 担当する区域における第1号被保険者の数(以下「1号被保険者数」という。)がおおむね3,000人以上6,000人未満であるセンターに加えて配置すべき職員2人以上のうち、1人は前項各号に掲げる者(以下「専門3職種」という。)のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。
- 2 1号被保険者数がおおむね6,000人以上9,000人未満であるセンターに加えて配置すべき職員3人以上のうち、2人は専門3職種のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。
- 3 1号被保険者数がおおむね9,000人以上12,000人未満であるセンターに加えて配置すべき職員3.5人以上のうち、2.5人は専門3職種のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。
- 4 1号被保険者数がおおむね12,000人以上であるセンターに加えて配置すべき職員4人以上のうち、3人は専門3職種のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。
- 5 1週間当たりの勤務時間(以下この号において「週勤務時間」という。)が前項に規定する職員の週勤務時間より短い職員については、当該職員の週勤務時間を同項に規定する職員の週勤務時間で除して得た値(その値に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)をその人数とみなしてこの表を適用する。